

資料紹介

北海道博物館所蔵の林梅家資料 (三)

—ヨイチ場所の書上 その2—

東 俊佑・三浦泰之・ちやれんが古文書クラブ

キーワード 蝦夷地 (Ezochi)・近世 (Early Modern)・江戸時代 (Edo Period)・
場所請負制 (Subcontracted Trading Post System)・
くずし字 (Kuzushiji)

はじめに

本稿は、令和二年(二〇二〇)から活動をはじめた古文書学習サークル「ちやれんが古文書クラブ」で行った林梅家資料(当館所蔵)の講読について、その活動成果である古文書翻刻文を紹介するものである。

令和五年(二〇二三)度は、十七名のメンバーに当館学芸員の三浦・東が世話人となり、五ヶ月に月一〜二回程度集まり古文書の講読会(学習会)を行った。講読文書は、前年度に続いて北海道博物館所蔵の林梅家資料とし、同館目録①番号のB79〜B88を講読した。クラブの趣旨・目的や林梅家資料については、一昨年度の「資料紹介」②を参照していただきたい。

(東俊佑)

史料編

令和五年度「ちやれんが古文書クラブ」において講読した史料(次頁の「表1」のとおり)について、東がテキスト入力・編集作業を行い、三浦・東がこれを校訂した。各史料の解題は東が執筆し、末尾に一括して掲載した。

各史料を全丁撮影した画像は、北海道博物館ウェブサイトの中の「収蔵資料検索」により閲覧が可能なため、本資料紹介ではこれを省略した。翻刻は、次の凡例に抛り行った。

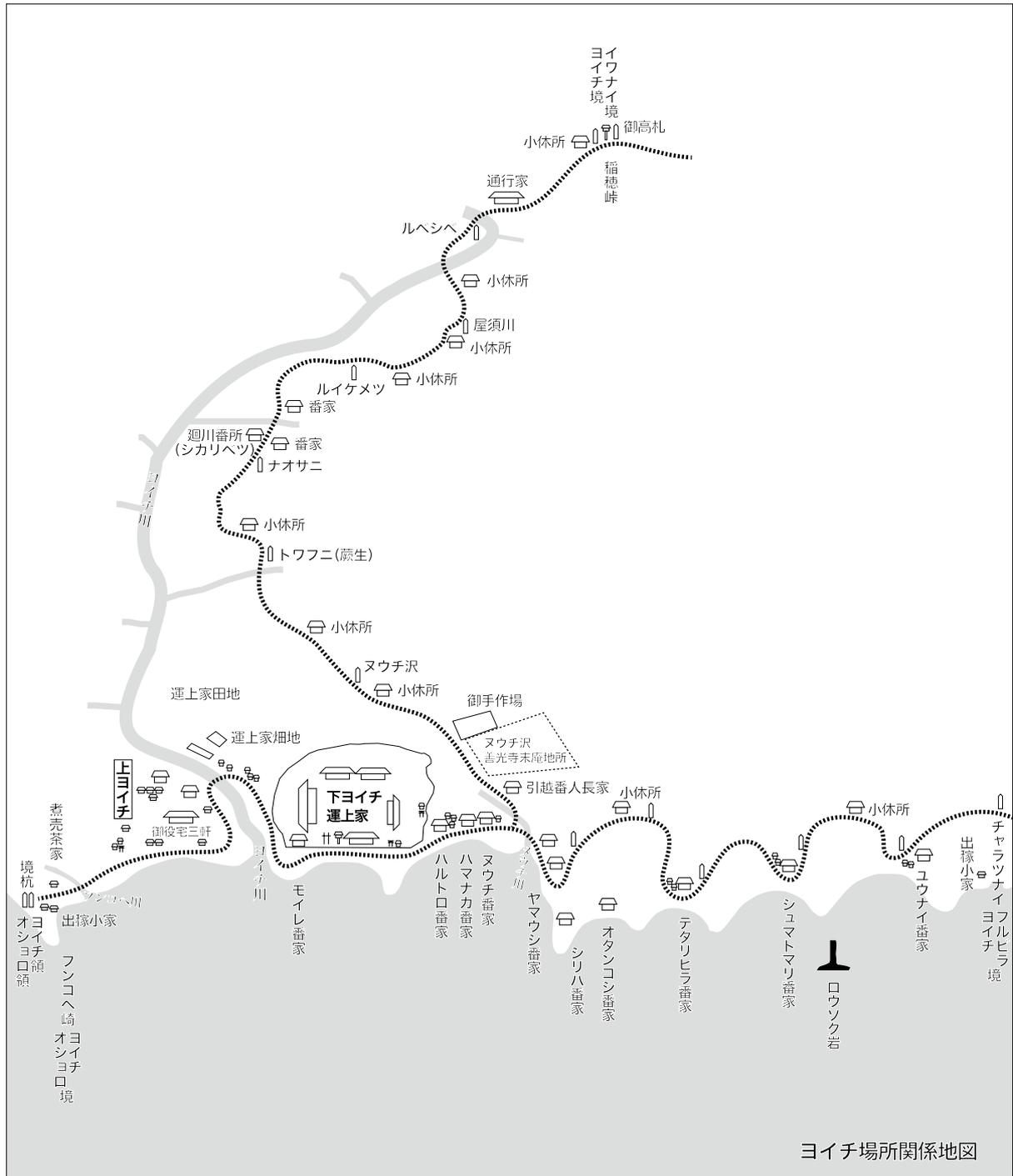
〈凡例〉

- (1) 旧字体・異体字・略字は、原則として常用漢字に改めた。
- (2) 変体仮名は、普通の平仮名に改め、合字も分解して普通の仮名とした。ただし、(より)、江(え)、与(と)、之(の)、者(は)、茂(も)はそのままとした。
- (3) 読点は校訂者が付し、校訂者による註記は「」で示した。「ママ」は翻刻どおりであることを示す校訂者による註記である。また、「◎半丁白紙」などの行頭の「◎」以下の文も校訂者による註記である。
- (4) 翻刻文中、現在では使われない不適切な用語もあるが、史料としての性格上、そのままとした。
- (5) 各史料冒頭の「」内は、『林家資料目録(北海道開拓記念館一括資料目録第三八集)』の整理番号を示す。
- (6) 翻刻文中の□は判読不能の文字一字、「」は二字以上の判読不能の文字を示す。
- (7) 抹消訂正文字は、左傍に「ミ」を付して右傍に訂正文字を細書した。
- (8) 丁数と表裏の別を文末に〔算用数字オ〕・〔算用数字ウ〕で記した。なお、紙縫綴の資料は、表紙・裏表紙として使われている丁も一丁と数えた。
- (9) 年代・日付や金額など、原文で割注で表示されているものについて、編集の都合上一行に改めた箇所がある。
- (10) 原文において改行ないし半改行で示されているものについて、とくに意味がないと判断したものは、編集の都合上一行に改めた。

東 俊佑・北海道博物館 研究部 歴史研究グループ
三浦泰之・北海道博物館 研究部 歴史研究グループ
ちやれんが古文書クラブ・北海道博物館道民参加型学習サークル

表1 林柵家資料B79～B88の基本情報

整理 番号	収蔵 番号	資料名	数量	形態	年代	大きさ (cm)		丁数	作成者・著者 差出→宛所	備考
						縦	横			
B79	153890	堀様御廻浦之節御手付加藤善太郎様江書上候	1綴	縦帳		24.7	17.5	15	〔ヨイチ運上家→箱館奉行堀織部正〕	3冊1綴
	(一)	堀様御廻浦之節御手付加藤善太郎様江書上候	1冊	縦帳	已〔安政4年〕 閏5月			3	ヨイチ運上家	
	(二)	堀様御廻浦之砌御用人郷昌作様江差上候書付	1冊	縦帳	已〔安政4年〕 閏5月			6	ヨイチ運上家	
	(三)	里数小名出稼書上	1冊	縦帳	安政4年 閏5月20日			6	ヨイチ支配人長七	
B80	153875	御組頭安間純之進様東西蝦夷地御廻浦被遊御手附御調役下役増井市蔵様江右廉々書閉込巻冊書上	1綴		安政4年 10月	17.2	12.6	49	〔ヨイチ運上家→組頭安間純之進〕	2綴と1丁をこよりで合綴(1綴)
	(一)	〔一綴目(11号)〕	1綴		安政4年 10月			4	ヨイチ運上家	
	(二)	〔二綴目(7号)〕	1綴		已〔安政4年〕 10月			44	ヨイチ運上家	別丁1丁あり
B81	153883	御組頭安間純之進様東西蝦夷地御廻浦之砌書上廉々	1綴	縦帳		24.9	17.6	61	〔ヨイチ運上家→組頭安間純之進〕	2冊1綴
	(一)	〔一冊目〕	1冊	縦帳	已〔安政4年〕 10月			31	ヨイチ運上家	
	(二)	〔二冊目〕	1冊	縦帳	已〔安政4年〕 10月			30	ヨイチ運上家	
B82	153886	御組頭安間純之進様東西蝦夷地御廻浦被遊同月十七日晚当所御止宿之砌御手附御調役下役増井市蔵様御列座ニ而御申渡書七廉閉込	1綴	縦帳	安政4年 10月	24.7	17.5	24	ヨイチ運上家〔→組頭安間純之進〕	5冊1綴
	(一)	〔表紙〕	1冊	縦帳	安政4年 10月			1		
	(二)	〔田畑開発請証文ほか〕	1冊	縦帳	安政4年 10月17日			8	ヨイチ支配人長七	
	(三)	廻浦ニ付請証文	1冊	縦帳	〔安政4年 10月17日〕			6	〔ヨイチ支配人長七〕	
	(四)	馬飼方請証文	1冊	縦帳	安政4年			4	〔ヨイチ支配人長七〕	
	(五)	請証文	1冊	縦帳	〔安政4年 10月17日〕			5	〔ヨイチ支配人長七〕	
B83	153887	安政四丁巳年十月十八日当场御止宿ソウヤ御詰御調役下役元〆梨本弥五郎様箱館表江御交替御届登被遊候節書上向廉々	1冊	縦帳	安政4年 10月	24.7	17.3	11	ヨイチ運上家〔→調役下役元〆梨本弥五郎〕	
B84	153951	〔ヨイチ場所諸書上〕	1冊	縦帳	未〔安政6年〕 10月	25.0	17.3	10	与市御場所支配人長七	
B85	153819	与市御場所諸書上	1冊	縦帳	万延元年 10月	24.8	17.3	38	ヨイチ御場所支配人長七〔→組頭河津三郎太郎〕	
B86	153818	与市御場所諸書上	1冊	縦帳	文久元年 7月28日	25.0	17.8	27	与市御場所支配人長七〔→箱館奉行勝田伊賀守〕	
B87	153820	与市御場所諸書上扣	1冊	縦帳	文久2年 7月13日	24.5	16.5	34	与市御場所支配人長七〔→組頭栗本瀬兵衛〕	
B88	153822	与市御場所諸書上	1冊	縦帳	文久3年 7月	25.0	18.0	48	ヨイチ御場所支配人長七〔→組頭栗本瀬兵衛〕	



※宮城学院女子大学所蔵の林家文書16「西蝦夷地ヨイチ麓絵図面」をもとにトレースして作成。

〔B79〕 堀様御廻浦之節御手付加藤善太郎様江書上候

(一) 堀様御廻浦之節御手付加藤善太郎様江書上候

堀様御廻浦之節御手付加藤善太郎様江書上候〔1オ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

覚

一、蝦夷人家数八拾四軒

人別四百九拾七人

内男式百六拾式人

女式百三拾五人

一、鯡取出稼人家数六拾軒

人別九百八拾人〔2オ〕

内男九百〇拾三人

女六拾七人

辰年出高

一、秋味鮭式百九拾九石九斗八勺

当巳年運上家分

一、鮭漁 但出稼之者 二八役とも 凡三千石位も可有之哉、

同浜方分

一、同凡七千石位も可有之哉、〔2ウ〕

右之通ニ御坐候、以上、

巳 閏五月

ヨイチ
運上家〔3オ〕

◎半丁白紙〔3ウ〕

(二) 堀様御廻浦之砌御用人郷昌作様江差上候書付

堀様御廻浦之砌御用人郷昌作様江差上候書付〔1オ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

覚

一、蝦夷人家数八拾四軒

人別四百九拾七人

内男式百〇拾式人

女式百三拾五人

当巳年分

一、鯡取出稼人家数六拾軒

人別九百八拾人

内男九百拾三人〔2オ〕

女六拾七人

昨辰年分

一、越年出稼人数四拾九人

但男四拾壹人

女八人

内同年出生之者

男壹人

右之通ニ御坐候、以上、〔2ウ〕

閏五月

ヨイチ
運上家〔3オ〕

◎半丁白紙〔3ウ〕

ヨイチ御場所境字里数

西フルヒラ境

- 一、チャラツナ井川滝央カ
- 一、イウナ井カ
- 一、イウナ井カ
- 一、シユマトマリカ
- 一、シユマトマリカ
- 一、テタリヒラカ
- 一、テタリヒラカ
- 一、ヲタンコシカ
- 一、ヲタンコシカ
- 一、ヤマウシカ

六丁

拾八丁

拾八丁〔4オ〕

式拾丁

拾八丁

但ヲタンコシカ 八丁

当山ニ烽火台有、
高卷丈、巾三間四方、

拾八丁

但此所ニ川あり、〔4ウ〕
巾五間斗

八丁

四丁

六丁

但上ヨイチ運上家有、〔5オ〕
川巾三拾間斗

壹里拾丁

但小川有、
巾式間斗

秋味川カ

フシヨロ境カ

西フルヒラ境ヨリ

東ヲシヨロ境カ

凡里数

四里拾八丁〔5ウ〕

右之通ニ御坐候、以上、

閏五月

◎半丁白紙〔6ウ〕

(三) 里数小名出稼書上

安政四丁巳年閏五月廿日

堀織部様当山道越ニ而御止宿被遊候節

御用人郷昌作様江書上ニ相成申候

里数小名出稼家数書上

但北蝦夷地迄御廻浦、夫カシヤリ越之積、

◎半丁白紙〔1ウ〕

覚

ヨイチ〔1オ〕

- 惣乙名
- ヲシトコツ
- 脇乙名
- イタキサン
- 同
- イコソリキ
- 惣小使
- メリ
- 小使
- イホロク
- 同
- サルマ
- 同
- ホウフエ
- 同
- シララシ
- 以上八人〔2オ〕

- 一、蝦夷人家数八拾四軒
- 一、人別四百九拾七人
- 内男式百六十式人
- 女式百三拾五人

ヨイチ
運上家〔6オ〕

右書面之通ニ御坐候、以上、

巳閏五月

ヨイチ
支配人
長七

上〔2ウ〕

ヨイチ御場所境字里数書

- 一、チヤラツナ井川滝央カ 六丁 但番家夷人家有、和人家同断、小川有、中沓間斗、
- 一、イウナ井カ 拾八丁 但番家夷人家有、和人家有、小川有、中沓間斗、此沖ニロウソク岩唱候岩有、
- 一、シユマトマリカ 拾八丁 但前同断、小川有、中沓間斗、〔3オ〕
- 一、テタリヒラカ 貳拾丁 但番家あり、和人家あり、
- 一、ヲタンコシカ 拾八丁 但番家あり、夷人家和人家同断、
- 一、ヤマウシカ 拾八丁 但番家あり、夷人家和人家同断、

上〔4ウ〕

ヨイチ御場処山道小名里数

- 一、モイレ運上家カ 拾三丁
- 一、タクカ 一里
- 一、キナチヤウシカ 一里〔5オ〕
- 一、トワフニカ 一里
- 一、ナラサニカ 同断
- 一、ルイケメツカ 同断
- 一、サツテクヘツカ 同断〔5ウ〕
- 一、ルヘスヘカ 同断〔5ウ〕
- 一、ルヘスヘカ 同断
- 一、イナヲ峠カ 同断
- 一、南イワナ井カ 同断

凡道法七里拾三丁

右書之通ニ御座候、以上、〔6オ〕

- 一、ヤマウシカ 拾八丁 但番家あり、和人家有、川有、中五間斗、
- 一、ヌウチカ 八丁 但出張漁小家有、和人家有、〔3ウ〕
- 一、ヲヒチヤクナエカ 四丁 但夷人家斗あり、運上家あり、
- 一、モイレ運上家カ 六丁 但夷人家あり、上ヨイチ運上家有、
- 一、モイレ運上家カ 六丁 川有、中三拾間斗、

巳閏五月

ヨイチ
支配人
長七

上〔6ウ〕

沓里拾丁 但番家有、小川有、中貳間斗、

西フルヒラ境カ

東ヲシヨロ境カ

凡里数四里拾八丁〔4オ〕

右書面之通ニ御坐候、以上、

巳閏五月

ヨイチ
支配人
長七

〔B80〕 御組頭安間純之進様東西蝦夷地御廻浦被遊御手附御調役下
役増井市蔵様江右簾々書閉込志冊書上

(一) (一綴目(11号))

安政四丁巳年十月

御組頭 安間純之進様 東西蝦夷地

御廻浦被遊御手附御調役下役

増井市蔵様江右簾々書閉込志冊書上〔1オ〕

◎半丁白紙(1ウ)

右之通御座候、以上、

巳十月

ヨイチ
運上家

請負人5年々惣土人江為出産差遣ス品書上

覚

一、清酒 式斗入拾五樽 惣土人江

右者年々請負人5為出産差遣申候、〔2オ〕

尤漁不漁ニ寄増減御座候、以上、

巳十月

ヨイチ
運上家

覚

一、清酒三升五合

老人前ニ付五合宛
御 壹升ニ付式百文

此代料七百文

脇乙名
イタキサ
同
イコソリキ
惣小使
メリ
小使
イホロク

右者役土人江被下品奉書上候、以上、
巳十月

◎半丁白紙(3ウ)

◎半丁白紙(4オ)

◎半丁白紙(4ウ)

(二) (二綴目(7号))

役土人名前書上

覚

右之通御座候、以上、
巳十月

”
小使 サルマ(2ウ)
ホウフイ
シキメテ
〆七人江
ヨイチ
運上家(3オ)

脇乙名
イタキサ
同
イコソリキ
惣小使
メリ
小使
イホロク(1オ)
小使
サルマ
同
ホウフイ
同
シキメテ
以上
〆七人
ヨイチ
運上家(1ウ)

御輕物直段附書上

- 一、大熊胆 上胆壹 代米四斗
 - 一、同皮 同皮壹枚添 代米四斗
 - 一、中熊胆 中胆壹 代米三斗貳升
 - 一、同皮 同皮壹枚添 代米三斗貳升
 - 一、下熊胆(2オ) 下胆壹 代米貳斗四升
 - 一、同皮 下皮壹枚添 代米貳斗四升
 - 一、野熊胆 野胆壹 代米四斗
 - 一、同皮 同皮壹枚添 代米四斗
 - 一、中同 中同 代米四斗
 - 一、同皮 中胆壹 代貳斗四升
 - 一、同皮 同皮壹枚添 代貳斗四升
 - 一、下同(2ウ) 下胆壹 代米壹斗六升
 - 一、同皮 下皮壹枚添 代米壹斗六升
 - 一、カイ熊胆壹 代米八升
 - 一、同皮壹枚添 代米貳升五合
 - 一、獺皮上壹枚 代米貳升
 - 一、同中壹枚 代米貳升
 - 一、同下壹枚 代米貳升
 - 一、狐皮上壹枚 代米貳升
 - 一、同中壹枚 代米壹升五合
 - 一、同下壹枚 代壹升
 - 一、狸皮上壹枚 代米壹升壹合
 - 一、同中壹枚 代米壹升
 - 一、同下壹枚 代米三盃(3ウ)
 - 一、ホイヌ皮壹枚 代米壹盃
- 右之通御座候、以上、
巳十月

ヨイチ
運上家(4オ)

御備米石数書上

- 一、御備米 三百俵 但越後米四斗入 此石百貳拾石
- 右之通年々奉積替候、以上、
巳十月
- ヨイチ
運上家(4ウ)
- 一、ヨイチ御場所境方境込地名里数
チヤラツ井川滝央方 六丁
- 一、イウナ井造 此所ヨイチ境 漁番家有、鯡并鮑少々有、昆布アリ、春人数廿三人、小川アリ、中三間位、外二二八取小家有、此沖ニロウソク岩与唱岩アリ、(5オ)
- 一、イウナ井方 十八丁
此所漁番家有、鯡并イリコ、鮑少々有、昆布有、春人数廿三人廻り、小川有、中三間位、外二二八取小家アリ、
- 一、シユマトマリ方 十八丁
此処漁番家有、鯡并イリコ、鮑少々有、昆布并秋味有、春人数廿三人、秋鮭人数十四人廻り、小川アリ、中三間位、外二二八取小家アリ、(5ウ)
- 一、テタリヒラ方 廿丁
此所漁番家有、鯡并イリコ、鮑少々有、昆布有、春人数十六人廻り、外二二八取小家アリ、
- 一、ヲタンコシ方 十八丁
此処漁番家三ヶ所有、鯡并秋鮭有、昆布有、鮑少々アリ、春人数十四人、外二二八取小家アリ、此所崎ニ烽火台有、
- 一、ヤマウシ方 十八丁(6オ)
此所漁小家アリ、鯡并昆布有、天草少々、人数廿三人、川有、中五間位、外二二八取小家アリ、
- 一、ヤマウシ方 十八丁(6オ)

一、字ルヘスへ
ヨイチ 境稻恵峠迄
イワナ井

一、運上家元
ヨイチ 境稻恵峠迄
イワナ井

里数合七里拾三丁〔11オ〕

右之通ニ御座候、以上、

巳十月

ヨイチ
運上家

支配人并番人稼方給料 書上

一、金貳拾両 支配人給料

一、金拾五両 通辞給料〔11ウ〕

一、金拾貳両 帳役給料

一、金三両方金拾貳両迄 番人給料

但シ稼方も右同断

一、金拾貳両 大工給料

右之通御座候、以上

巳十月

ヨイチ
運上家〔12オ〕

役土人并雇土人給料書上

覚

一、米八升入式拾俵 役土人之内春秋雇二季給料、夏ハ自分稼、

一、上同 拾六俵 春秋雇土人二季給料御座候、夏者自分稼、

一、中同 拾四俵迄 男前同断、〔12ウ〕

一、下同 七俵迄 男右同断、

一、飯焚セカツ 三俵迄 但シ春斗、

一、上女 九俵 女土人春秋二季給料ニ御座候、

一、中女 七俵迄 女右同断、

一、下女 五俵迄 女右同断、

一、米八升入 拾五俵迄 七俵迄 セカツ鍛治見習年中給料ニ御座候、〔13オ〕

一、米八升入 七俵迄 役土人共手当

但シ雇不仕ものニ御座候、

右之通御座候、以上、

巳十月

ヨイチ
運上家〔13ウ〕

御通行 御用状 繼立人足并日々雇土人介抱

一、玄米五合 但シ春鮭漁業中介抱、

一、同 五合五勺 但シ秋味漁業中介抱、

一、同 七合五勺 但シ春秋漁業後運上家諸使之節介抱、〔14オ〕

一、玄米九合 但シ寒材木伐出しの節介抱、

一、同 壹升 但シ山道切開之節介抱ニ御座候、

一、同 七合七勺 但シ御通行御用状繼立人足介抱御座候、

但シ役土人者番人同様白米飯勝手ニ為給申候、

右之通御座候、以上

巳十月

ヨイチ
運上家〔14ウ〕

土人産物買入直段書上

覚

一、煎海胆 三百二付 代米八升入壹俵

一、白干鮑 五百二付 代米右同断

一、外割鮭 八束二付 代 右同断

一、鱈 拾束二付 代 右同断〔15オ〕

一、干鱈 四束二付 代米八升入壹俵

一、干白子 壹樽二付 代米貳升

一、干数ノ子 壹樽二付 代米右同断

- 一、笹目 廿一貫目二付 代米八升入俵樽
- 一、秋味 四束二付 代米右同断

但シ秋味船積取出船後者五束二付八升入俵買入仕候、〔15ウ〕
右之通御座候、以上、

巳十月 ヨイチ 運上家

材木津出し場書上

- ヨイチ領 運上家方五里程西ノ方
- 一、イウナ井

此所榎其外雜木年々番家出稼并家木、船木、〔16オ〕
漁木、薪込伐出し、冬分雪車にて引出シ

- ヨイチ領 運上家方三里程西ノ方
- 一、テタリヒラ

此所前同断御座候、

- 同 同元方壹里程西ノ方
- 一、ヤマウシ

此所前同断御座候、

- 同 同壹里程西ノ方
- 一、ヌウチ

此所前同断御座候、

- ヨイチ領 運上家方二里半程南方川上
- 一、トワフニ

此所榎其外雜木年々冬分材木雪車ニ而引下ケ、運上家并番家共家木、船木、漁木〔16ウ〕
相用、薪之儀者、川流シ相下ケ相用申候、

◎1丁 (別丁) 綴込

- 一、台盆

但シ上七俵方八俵迄 中五俵迄

- 金紋散し付
- 一、皆朱耳盥

但 八俵方拾俵迄

- 一、黒同 但内赤一掛散し付

但 七俵方八俵迄

- 一、皆朱湯当

但 五俵方七俵迄

- 一、中同

但 三俵方四俵迄 (1オ) 其品応じ

- 一、小田原鉢 但 十俵方拾五俵迄 大貳拾俵迄
- 一、耳金 但 大貳 小三俵

一、無尻合羽 壹枚 但 造米四俵

一、草鞋 五足二付 但 煙草壹わ

一、鍛治炭 九樽二付 米貳升

一、色玉五拾粒二付壹連 但 五俵〔1ウ〕

上ヨイチ領 運上家方壹里半程東ノ方川上

- 一、ムリウシナエ

此所前同断御座候、

- 一、ムンカルウシナエ

此所前同断御座候、

- 一、トクシナエ

此所前同断御座候、

- 一、フンコヘ山

此所前同断御座候、

右之外榎并雜木有之ケ所御座候得共是込伐不申候、〔17オ〕

右之通御尋ニ付奉書上候、以上、

巳十月 ヨイチ 運上家

出産物書上

- 一、春鮭(前巻)

- 一、夏煎魚、鮑、昆布

- 一、秋鮭〔17ウ〕

右之通御座候、以上、

巳十月 ヨイチ 運上家

ヨイチ御場所出産物見込書上

- 一、春鮭類 五千貳百五拾石

内訳

八百石目	運上家	一、越後酒	壺升二付	貳百文
西 八百石目	ハルトロ (18オ)	一、濁酒	壺升二付	八拾文
西 八百石目	シリハ	一、地廻り煙草	壺把二付	九拾文 (20オ)
西 四百石目	ハマナカ	一、永代張	壺本二付	大 百廿文
同 四百石目	ヌウチ	一、白米	壺升二付	中 八拾文
同 四百石目	ヤマウシ	一、餅白米	壺升二付	八拾五文
同 百五拾石目	同	一、小豆	壺升二付	百文
同 百五拾石目	ヲタンコシ	一、大豆	壺升二付	九拾文
西 三百五拾石目	テタリヒラ	一、塩	壺俵二付	七拾文
東 四百石目	フンコヘ (18ウ)	一、ミソ	三貫匁二付	八百五拾文 (20ウ)
西 三百石目	シマトマリ	一、醤油	壺升二付	六百文
同 三百石目	イウナ井	一、酢	壺升二付	百八拾文
一、夏煎海胤	千三百五拾斤	一、半紙	壺帖二付	百拾文
一、夏白干鮑	千七百斤	一、岩国同	壺帖二付	上 三拾八文
一、穉鮭	九百石目	一、奉書	壺帖二付	中 廿八文
内訳		一、美濃紙	壺帖二付	中 六百文
西百石目	モイレ (19オ)	一、粘入紙	壺帖二付	下 四百五拾文 (21オ)
西百石目	ヤマウシ	一、薄口紙	壺帖二付	貳百文
南百石目	ノホリ	一、半切紙	千枚二付	貳百三拾文
五百五拾石目	上ヨイチ運上家	一、西の紙	壺帖二付	上 貳百三拾文
西五拾石目	テタリヒラ	一、塵紙	壺帖二付	上 貳百三拾文
右之通御尋ニ付此段奉書上候、以上、		一、角兵衛筆	壺本二付	並 貳百三拾文
巳十月	ヨイチ	一、朱卷筆	壺本二付	上 四拾文
	運上家 (19ウ)	一、阿波粉	壺玉二付	中 四拾文
御役々諸品売上定直段書上		一、ホロキ	壺玉二付	五拾文
一、玄米	壺升二付	一、初冠	壺本二付	百文
一、糶	壺升二付	一、白菊	壺本二付	八拾五文
	七拾文		四拾文 (22オ)	

一、切元結	壺わ二付	四拾文	一、越中筵	壺東二付	四百五拾文
一、油紙	壺枚二付	拾五文	一、大間繩	壺丸二付	七百分
一、青糸	壺尺二付	貳文	一、中間繩	拾わ二付	四百五拾文(24ウ)
一、大丸墨	壺挺二付	大 百六拾文 中 百文 下 六十文	一、酒田繩	五拾わ二付	三百文
一、白木綿	壺反二付	(壺貫三百文) 壺貫三百文	一、白黒炭	壺俵二付	貳百五拾文
一、両面染	壺反二付	(壺貫七百文) 壺貫五百文(22ウ)	一、薪	百本二付 但其ヶ所ニ寄高下御座候	貳貫文
一、無二かう	壺貝二付	拾五文	一、豆腐	壺丁二付	廿四文
一、蠟燭	六拾文二付	大 廿四文 中 廿六文 小 三六文 上 百七拾文 中 百三拾文	一、こんにやく	壺丁二付	拾五文
一、鎌	壺枚二付	能登 五十文 津輕 百文	一、相對人足	壺人二付	貳百五拾文(25オ)
一、鯖刺	壺枚二付	中 五拾文 上 三拾五文	一、草履	壺足二付	拾六文
一、小刀	壺枚二付	七拾文(23オ)	一、草鞋	壺足二付	拾四文
一、のし立	壺わ二付	百文	一、種油	壺升二付	五百文
一、小板付	壺わ二付	百廿文	右之通ニ御座候、以上、		
一、大板付	同	百卅文	巳十月		ヨイチ 運上家(25ウ)
一、並三寸	同	貳百卅文			
一、本三寸	〃	三百拾文	一、春鮓		
一、並四寸	〃	四百八拾文	漁場ヶ所并人数書上		
一、本四寸	〃	五百八拾文(23ウ)	運上家		番人土人共四拾貳人
一、並五寸	壺わ二付	八百文	ハルトロ		右同断四拾貳人
一、本同	壺わ二付	壺貫百文	ヲヒシヤクナエ		右同断廿三人
一、白砂糖	壺斤二付	上 五百三拾文 中 四百拾文	ヌウチ		右同断廿三人
一、玉砂糖	壺斤二付	貳百文	ヤマウシ		右同断 三ヶ所ニ而八拾壹人
一、歌ヶ谷	壺本二付	百八拾文	ヲタンコシ		番人土人共拾六文(26オ)
一、政所	壺斤二付	三百五拾文(24オ)	西テタリヒラ		番人土人共廿三人
一、杳見筵	壺東二付	八百五拾文	同シユマトマリ		同 廿三人
一、尺長筵	壺東二付	六百五拾文	同ユウナエ		同 廿三人
一、上々筵	壺東二付	四百八拾文	東フンコヘ		和人斗り拾七人

㊦ 此人数三百拾三人

一、煎海胆

西シユマトマリ
㊦テタリヒラ
㊦ヲタンコシ
㊦ヲヒチクナ井

此人数廿人

春人数之内
但和人斗り御座候〔26ウ〕

一、白干鮑

西ユウナイ
㊦シマトマリ
㊦テタリヒラ
㊦ヲタンコシ
運上家

此人数土人斗り百人

春人数之内

一、秋鮭

上ヨイチ

運上家番人土人共百三拾人

モイレ 十四人

ヤマウシ 十四人

テタリヒラ 十四人

ノホリ 十四人〔27オ〕

以上五ヶ所

此人数㊦百八拾式人

但シ春人数之内相廻シ

一、春出稼鮭漁場

西浦チヤラツナ井

イウナ井

シユマトマリ〔27ウ〕

テタリヒラ

ヲタンコシ

ヤマウシ

ヌウチ

ヲヒチヤクナ井

ハルトロ

㊦

出稼家数八拾五軒

此人数八百九拾人

内女 六拾四人〔28オ〕

当巳年漁業仕候、且年々之人数増減有之候、

右之通御尋ニ付此段奉書上候、以上、

巳十月

ヨイチ
運上家〔28ウ〕

土人家数人別書上

覚

一、土人家数

内訳

ユウナ井 四軒 シマトマリ 八軒

テタリヒラ 拾軒 ヤマウシ 五軒

ヌウチ 十三軒 ハルトロ 三軒

モイレ 八軒 川 拾五軒

川向 十八軒 ㊦〔29オ〕

此人別四百九拾六人

内訳 男 式百六拾壹人

女 式百三拾五人

右之通御座候、以上、

巳十月

ヨイチ
運上家〔29ウ〕

役土人新規御取立并役替退役之節運上家方遣品書上

覚

一、清酒

四升入

壹樽

一、蝦夷小袖

壹枚

一、同羽織

壹枚

- 一、蝦夷台盃 壹組 (30才)
- 一、濁酒 八升
- 一、玄米 八升入 壹俵
- 一、糀 四升
- 右者小使役方乙名役ニ御取立被仰付候節祝義与して差遣申候、
- 一、清酒 四升入 壹樽 (30ウ)
- 一、蝦夷小袖 壹枚
- 一、同羽織 壹枚
- 一、濁酒 八升
- 右者平土人方小使役ニ御取立被仰付候節前同断差遣申候、
- 一、清酒 四升入 壹樽 (31才)
- 一、濁酒 八升
- 一、玄米 八升入 壹俵
- 一、地廻煙草 貳わ
- 右者役土人之内及老衰退役之節差遣申候、
- 右之通御座候、以上、(31ウ)
- 巳十月 ヨイチ 運上家
- 土人共年中運上家方手当書上 覚
- 一、青酒 五合
- 一、濁酒 壹升
- 膳部 切餅 七枚 (32才)
- 右者正月年始祝儀与して役土人一同江差遣し申候、
- 一、切餅 貳枚
- 右者正月元日差遣申候、
- 一、青酒 壹升
- 一、濁酒 貳升
- 役土人一同江 (32ウ)
- 右者正月十一日御場所祝与して差遣し申候、
- 一、青酒 三盃
- 一、濁酒 壹升
- 右者十月蛭子講之節祝与して差遣申候、
- 一、地廻り煙草 三盃
- 膳部 十貳わ
- 役土人一同江 (33才)
- 右者穉網卸之節祝与して差遣し申候、
- 一、濁酒諸味 貳斗入 壹樽
- 前同断差遣し申候、
- 一、同 壹斗入 壹樽
- 前同断差遣し申候、
- 一、地廻り煙草 貳把
- 膳部 三盃
- 前同断差遣し申候、
- 一、濁酒諸味 貳斗入 壹樽
- 前同断差遣し申候、
- 一、同 壹斗入 壹樽
- 前同断差遣し申候、
- 一、青酒 貳合
- 一、濁酒 貳合
- 焚飯 壹盃
- 前同断差遣し申候、
- 一、濁酒 貳斗入 七樽
- 前同断差遣し申候、(34ウ)
- 秋味雇土人一同江
- 一、濁酒 貳斗入 拾樽
- 前同断差遣し申候、
- 一、糀 九升
- 玄米 八升入 三俵
- 外三濁酒 五合
- 前同断差遣し申候、
- 一、濁酒 壹升
- 秋味起網三統人数拾三人
- 一、濁酒 壹升
- 女土人并カナチセカチ一同江
- 一、濁酒 壹升
- 女土人并カナチセカチ一同江
- 一、濁酒 壹升
- 女土人并カナチセカチ一同江

前同断差遣し申候、〔35オ〕

一、清酒 壹升 ツ、 役土人一同江

濁酒 貳升

一、清酒 壹升 ツ、 役土人一同江

一、清酒 壹升 ツ、 男女平土人一同江

一、清酒 壹升 ツ、 右者支配人秋掃郷之節差遣し申候、〔35ウ〕

右之通御座候、以上、

巳十月 ヨイチ 運上家

鰥寡孤独之もの并老人江手当遣し品書上

覚

一、米 八升

古手 壹枚 ツ、
地廻煙草 壹把 〔36オ〕
木綿 五尺

右之通年々差遣し申候、以上、

巳十月 ヨイチ 運上家

土人出生死亡之節運上家方手当

覚

一、青酒 貳升

濁酒 四升 ツ、
玄米 八升 〔36ウ〕
木綿 貳丈

右者役土人之内死亡有之候節香典与して差遣し申候、

一、清酒 壹升

濁酒 四升 ツ、
玄米 八升 〔37オ〕
木綿 壹丈

右者男女平土人死亡有之候節香典与して差遣申候、〔37オ〕

一、青酒 壹盃

濁酒 五合

右者男女セカチ死亡有之候節香典与して差遣申候、

一、清酒 壹升

濁酒 貳升

玄米 三升

一、清酒 壹盃

濁酒 壹升

木綿 五尺

右之通御座候、以上、

巳十月 ヨイチ 運上家〔38オ〕

役土人并平土人江ラムシヤ仕候節運上家方遣し品書上

覚

一、青酒 三盃

膳部 貳わツ、

一、青酒 三盃

膳部 壹わ

一、青酒 貳合五勺

濁酒 貳合五勺 ツ、

一、青酒 壹合貳勺五才

焚飯 貳合五勺 ツ、

一、濁酒 貳斗入拾五樽

一、同諸味江 貳斗入拾三樽

右者夏ラムシヤ仕候節運上家方差遣申候、

一、清酒 四升

小袖着もの ツ、

一、青酒 貳升

古手着もの ツ、

一、清酒 壹升 ツ、

ホロキ煙草五ツ

右者役土人子供出生之節手当与して差遣申候、

右者平土人子供出生之節手当与して差遣し申候、

ヨイチ 運上家〔38オ〕

役土人一同江〔38ウ〕

産取土人一同江

平土人一同江

女ノ子セカチカナチ一同江〔39オ〕

男女土人一同江

前同断一同江

役土人一同江〔39ウ〕

産取土人一同江

平土人一同江

- | | |
|--|---------------------------------|
| 一、同 式合五勺ツ、 | 女ノ子セカチカナチ一同江〔40オ〕 |
| 一、古手着もの
玄米八升入壹俵 | 鰥寡孤独之者并老人江 |
| 右者当巳年請負人罷下り候節差遣申候、 | |
| 右之通御座候、以上、 | |
| 巳十月 | ヨイチ
運上家〔40ウ〕 |
| 諸品土人売物直段書上 | |
| 一、青酒 壹升 | 但 米貳升之代り |
| 一、糴 壹升 | 前同断 |
| 一、濁酒 壹升 | 米壹升之代り |
| 一、地廻煙草 壹把 | 米貳升之代り |
| 一、ホロキ 貳玉 | 地廻煙草壹わ之代り |
| 但シ壹玉者米壹升之代り〔41オ〕 | |
| 一、白木綿 六尺二付壹筋 | 但シ地廻煙草壹わ二代り |
| 一、掲布 五尺二付壹筋 | 但シ右同断 |
| 一、染木綿 前同断 | 但 右同断 |
| 一、紺かんな
白かんな | 十六操二付米壹升二代り
三十二二付米貳升二代り〔41ウ〕 |
| 一、古手
内訳 上壹枚 七俵
中壹枚 五俵
次壹枚 三俵
三俵
五俵
六俵
四俵
迄 | 但 其品二応じ |
| 一、能代先折 壹枚 | 但 式俵五式俵半迄 |
| 一、単もの 壹枚 | 但 式俵五三俵迄
其品二応じ |
| 一、手拭 | 但 地廻煙草壹わ〔42オ〕 |
| 一、手懸 | 但 造米壹俵 |
| 一、木綿針 | 但 四本二付米壹升 |
| 一、皮針 | 但 貳本二付右同断 |
| 一、永代張鐘 | 但 壹本二付地廻煙草壹わ |
| 一、火打 壹枚 | 但 米壹升 |
| 一、間切〔42ウ〕 | 極大間切壹枚
大間切壹枚
小同壹枚
同五合 |
| 内訳 | 地廻煙草壹わ
米壹升 |
| 一、鯖刺 壹枚 | 但 米壹升 |
| 一、田代 壹枚 | 但 造米壹俵 |
| 一、鐮 壹枚 | 但 右同断〔43オ〕 |
| 一、山刀 壹枚 | 但 造米壹俵 |
| 一、鮑ヤス | 但 其品二応じ |
| 一、内訳 大ヤス 壹俵
中同 三把
小同 貳把 | |
| 一、鍋 | 内訳〔43ウ〕 |
| 壹升焚 造米壹俵 | 壹升五合 造米壹俵壹わ |
| 貳升焚 同壹俵式わ | 式升五合 同壹俵三わ |
| 三升焚 同貳俵式わ | 四升焚 同三俵壹わ |
| 五升焚 同四俵 | 六升焚 同五俵 |
| 七升焚 同五俵式わ | 但 七俵五八俵迄 |
| 一、大酒桶 | 但 五俵五六俵迄 |
| 一、同式番 | 但 三俵五四俵迄〔44オ〕 |
| 一、同三番 | 但 造米壹俵 |
| 一、大鴨々 | 但 煙草三把 |
| 一、同中 | 但 同 式把 |
| 一、同小 | 但 造米壹俵 |
| 一、内赤松提 | 但 貳ツ付米壹升 |
| 一、壹ツ椀 | 但 上壹 五拾俵
中下壹其品二応じ〔44ウ〕 |
| 一、行器 | |

〔B8〕 御組頭安間純之進様東西蝦夷地御廻浦之砌書上廉々

(一) (一冊目)

安政四丁巳年十月

御組頭安間純之進様東西蝦夷地御廻浦之砌書上〔廉〕々

御手附御調役下役増井市蔵様

ヨイチ運上家〔1オ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

役土人名前書上

覚

脇乙名
 イタクキサン
 同
 イコンリキ
 惣小使
 メリ
 小使
 イホロク
 同
 サルマ〔2オ〕
 同
 ホウフイ
 同
 シキメテ
 以上〆七人
 ヨイチ
 運上家〔2ウ〕

右之通御座候、以上、

巳十月

御軽物直段附書上

一、大熊胆

一、同皮

一、中熊胆

上胆壹
同皮壹枚添

代米四斗

一、同皮

中胆壹
同皮壹枚添

代米三斗貳升〔3オ〕

一、下同

下胆壹
下皮壹枚添

代米貳斗四升

一、野熊胆

野胆壹
同皮壹枚添

代米四斗

一、中同

中胆壹
同皮壹枚添

代米貳斗四升〔3ウ〕

一、下胆

下胆壹
下皮壹枚添

代米壹斗六升

一、同皮

カイ熊胆壹

代米八升

一、同皮

同皮壹枚添

代米貳升五合

一、同

同皮壹枚添

代米貳升五合

一、同

同皮壹枚添

代米壹升

一、同

同皮壹枚添

代米壹升

一、同

同皮壹枚添

代米壹升

一、狸皮 上 壹枚
 代米壹升壹盃
 一、同 中 壹枚
 代米壹升
 一、同 下 壹枚
 代米三盃
 〆〔4ウ〕

◎5才に付箋はさみこみ
 「但 三斗五升入
 壹升百廿文」

一、ホイヌ皮 壹枚
 代米壹盃

右之通御座候、以上、
 巳十月
 ヨイチ
 運上家〔5才〕

◎半丁白紙〔5ウ〕

御備米石数書上
 一、御備米 三百俵
 但越後米四斗入
 此石百貳拾石

右之通年々奉積替候、以上、〔6才〕
 巳十月
 ヨイチ
 運上家〔6ウ〕

ヨイチ御場所境〆境迄海岸地名并里数書上

一、チャラツナ井川滝央〆
 六丁
 此処ヨイチ境
 漁番家有、鮓并鮑少々有、昆布有、春人数廿三人、
 小川有、中三間位、外二二八取小家有、此
 沖にロウソク岩ト唱岩有、

一、イウナ井〆
 十八丁
 此処漁番家有、鮓并イリコ、鮑少々有、昆布有、春人数廿三人廻、小川有、中三間位、外二二八取小家有、〔7才〕

一、シユマトマリ〆
 十八丁
 此処漁番家有、鮓并イリコ、鮑少々有、昆布并秋鮭有、春人数廿三人、秋鮭人数十四人廻り、小川有、中三間位、外二二八取小家有、

一、テタリヒラ〆
 廿丁
 此処漁番家有、鮓并イリコ、鮑少々有、昆布有、春人数十六人廻り、外二二八取小家有、

一、ヲタンコシ〆
 十八丁
 此処漁番家三ヶ所有、鮓并秋鮭有、昆布有、鮑少々有、春人数三ヶ所二而八十吉人、秋鮭人数十四人、外二二八取小家有、此処崎二烽火台有、

一、ヤマウシ〆
 十八丁
 此所漁小家有、鮓并昆布有、天草少々有、春者人数廿三人、川有、中五間位、外二二八取小家有、〔7ウ〕

一、ヌウチ〆
 八丁
 此処漁小家有、鮓有、イリコ少々有、春者人数廿三人、外二二八取小家有、

一、ヲヒチヤクナ井〆
 四丁
 此処下ヨイチ運上家有、春ハ鮓人数四十式人、漁小家有、秋者秋鮭人数十四人、鮑少々有、

一、モイレ運上家〆
 六丁
 此処上ヨイチ領、秋味有、漁小家アリ、秋ハ秋鮭人数百廿人廻ル、川有、中三十間斗、

一、秋味川〆
 六丁
 此処上ヨイチ領、秋味有、漁小家アリ、秋ハ秋鮭人数百廿人廻ル、川有、中三十間斗、

一、ヲシヨロ境
 六丁
 此処ヲシヨロ境、フンコへ崎二漁小家有、鮓有、春人数十八人廻ル、〔8才〕

西フルヒラ境〆
 凡里数四里十八丁
 東ヲシヨロ境フンコへ崎迄
 右之通御座候、以上、
 巳十月
 ヨイチ
 運上家〔8ウ〕

新道切開フルヒラ境迄御通行御小休所里数書上
 一、運上家元〆
 此開壺里
 ヤマウシ〆
 但ヤマウシ番家御小休所、同所〆山道壺里塚有、

一、ヤマウシシ
此間壹里

但此所壹里塚有、〔9オ〕

一、ヲタンコシ
此間壹里

但テタリヒラ番家御小休所、壹里塚有、

一、テタリヒラ
此間壹里

但シユマトマリ番家御小休所、壹り塚有、

一、シユマトマリ
此間壹里

但ユウナイ番家御小休所、壹り塚有、〔9ウ〕

一、ユウナイ
此間十六丁

チヤラツナイ
山ヨイチ
フルヒラ境迄

運上家元
ヨイチフルヒラ山境迄

里数

合 五里十六丁〔10オ〕

右之通ニ御座候、以上、

巳十月 ヨイチ運上家〔10ウ〕

新道切開ヨイチ 山境迄御通行休泊里数書上
イワナイ

一、運上家元
此間拾三丁

字タク迄 此所御小休所有、

一、字タク
此間運上家元方壹里十三丁

同茅刈地迄 此所御小休所有、〔11オ〕

一、字茅刈地
此間運上家元方式里十三丁

同わらひ生迄

一、字わらひ生
此間同断三里十三丁

同ナヲサニ迄 此所御小休所有、炭焼小家あり、

一、字ナヲサニ
此間同断四里十三丁

但此所廻川御屋所あり、

一、字ルイケメツ
此間同断五里十三丁

同やす川迄 此所御小休所有、

一、字やす川
此間同断六里十三丁

同ルヘスへ迄 此所通行家あり、

一、字ルヘスへ
此間運上家元方七里十三丁

ヨイチ 境稻恵峠迄 此間運上家元方七里十三丁

ヨイチ 境稻恵峠迄 峠ニ御小休所あり、〔12オ〕

運上家元

一、ヨイチ 境稻恵峠迄

イワナイ 里数 合七里拾三丁

右之通ニ御座候、以上、

巳十月 ヨイチ 運上家〔12ウ〕

支配人并番人稼方給料書上

一、金貳拾両 支配人給料

一、金拾五両 通辞給料

一、金拾貳両 帳役給料

一、金三両方金拾貳両迄 番人給料

但稼方も右同断〔13オ〕

一、金拾貳両 大工給料

右之通御座候、以上

巳十月 ヨイチ 運上家〔13ウ〕

土人方産物買入直段書上
覚

- 一、煎海單 三百二付 代米(貳斗貳升)八升入壹俵
- 一、白干蛇 大中小五百二付 代米(貳斗貳升)布圍斷
- 一、外割鯡 八束二付 代(貳斗八升)布圍斷
- 一、(鮭)鮮 拾束二付 代 右同斷
- 一、干鱈 四束二付 代 右同斷(14才)
- 一、干白子 壹樽二付 代米貳升
- 一、干数子 壹樽二付 代右同斷
- 一、笹目 廿壹目二付 代米八升入壹俵
- 一、秋味 四束二付 代右同斷(貳斗貳升)

但 秋味船積取出船後者五束二付八升入壹俵買入仕候、(14才)
右之通御座候、以上、

巳十月 ヨイチ
運上や(15才)

◎半丁白紙(15才)

御役々諸品売上定直段書上

- 一、玄米 壹升二付 七拾文
- 一、糶 壹升二付 七拾文
- 一、越後酒 壹升二付 貳百文
- 一、濁酒 壹升二付 八拾文
- 一、地廻煙草 壹把二付 九拾文(16才)
- 一、永代張鐘 壹本二付 大 百貳拾文
中 八拾文
- 一、白米 壹升二付 八拾五文
- 一、糯白米 壹升二付 百文
- 一、小豆 壹升二付 九拾文

- 一、大豆 壹升二付 七拾文
- 一、塩 壹俵二付 八百五拾文
- 一、味噌 三貫目二付 六百文(16才)
- 一、醬油 壹升二付 百八拾文
- 一、酢 壹升二付 百拾文
- 一、半紙 壹狀二付 上 三拾八文
中 廿八文
- 一、岩国紙 壹狀二付 五拾三文
- 一、奉書紙 壹狀二付 中 六百文
下 四百五拾文
- 一、美濃紙 壹狀二付 貳百五拾文
- 一、粘入紙 壹帖二付 貳百文(17才)
- 一、薄口紙 壹狀二付 貳百三拾文
- 一、半切紙 千枚二付 上 貳百三拾文
並 貳百文
- 一、西ノ内紙 壹狀二付 四百五拾文
- 一、塵紙 壹狀二付 十七文
- 一、角兵衛筆 壹本二付 上 五拾文
中 四拾文
- 一、糸巻筆 壹本二付 五拾文
- 一、阿波粉 壹玉二付 百文(17才)
- 一、ホロキ 壹本二付 八拾五文
- 一、初冠 壹本二付 四拾文
- 一、白菊 壹本二付 四拾文
- 一、切元結 壹わ二付 四拾文
- 一、油紙 壹枚二付 十五文
- 一、青糸 壹尺二付 二文
- 一、大丸墨 壹挺二付 大 百六十文
中 百文
下 六十文
- 一、白木綿 壹反二付 壹貫三百文
- 一、両面染 壹反二付 壹貫七百文
壹百五拾文
壹百三拾文

一、無二膏	壹貝二付	十五文	一、薪	百本二付	貳貫文
一、蠟燭	六拾文二付	大 廿四目 中 廿式目 小 三六朱廿目	但其ヶ所ニ寄高下御座候、		
一、鎌	壹枚二付	上 百七拾文〔18ㇵ〕 中 百三拾文〔18ㇵ〕	一、豆腐	壹丁二付	廿四文
一、鯖刺	壹枚二付	能登 百文 津輕 百文	一、こんにやく	壹丁二付	十五文〔20ㇵ〕
一、小刀	壹枚二付	上 五拾文 中 三十五文	一、相對人足	壹人二付	貳百五拾文
一、のし立	壹わ二付	七拾文	一、草履	壹足二付	十六文
一、小板付	壹把二付	百文	一、草鞋	壹足二付	十四文
一、大板付	同	百三拾文	一、種油	壹升二付	五百文
一、並三寸針	同	貳百卅文〔19ㇵ〕	右之通御座候、以上、〔21ㇵ〕		
一、本三寸針	同	三百拾文	巳十月		ヨイチ 運上家〔21ㇵ〕
一、並四寸針	同	四百八拾文	土人家数人別書上		
一、本同	同	五百八拾文	覚		
一、並五寸針	同	八百文	一、土人家数	八拾四軒	
一、本同	同	壹貫百文	内訳		
一、白砂糖	壹斤二付	上 五百三十文 中 四百拾文	ユウナイ	四軒	シマトマリ 八軒
一、玉砂糖	同	貳百文〔19ㇵ〕	テタリヒラ	十軒	ヤマウシ 五軒
一、歌ヶ谷	壹本二付	百八拾文	ヌウチ	十三軒	ハルトロ 三軒
一、政所	壹斤二付	三百五拾文	モイレ	八軒	川 十五軒
一、沓見薙	壹束二付	八百五拾文	川向	十八軒	
一、尺長薙	壹束二付	六百五拾文	〆〔22ㇵ〕		
一、上々薙	同	四百八拾文	此人別 四百九拾六人		
一、越中同	同	四百五拾文	内訳 男 貳百六拾壹人 女 貳百三拾五人		
一、大間縄	壹わ二付	七百文〔20ㇵ〕	右之通ニ御座候、以上、		
一、中間縄	拾わ二付	四百五拾文	巳十月		ヨイチ 運上家〔22ㇵ〕
一、酒田縄	同	三百文	諸品土人売物直段書上		
一、白黒炭	壹俵二付	貳百五拾文			

- 一、大酒桶 (26オ)
- 一、同式番
- 一、同三番
- 一、大鴨々
- 一、同中
- 一、同小
- 一、内赤松提
- 一、沓ツ椀
- 一、行器 (26オ)
- 一、台盃 (26オ)
- 一、皆朱耳盥 (26オ)
- 一、黒同
- 一、皆朱湯当 (27オ)
- 一、中同
- 一、小田原鉢
- 一、耳金 (27オ)
- 一、無尻合羽 壹枚
- 一、草鞋 五足二付
- 一、鍛治炭 九樽二付
- 一、色玉 五十粒二付沓連
- 右之通御座候、以上、
- 巳十月

ヨイチ
運上家 (28オ)

◎半丁白紙 (28ウ)

請負人年々惣土人為産差遣し品書上

- 一、清酒 拾五樽 惣土人江

右者年々請負人年々為土産差遣し申候、

尤漁不漁ニ寄増減御座候、 (29オ)

巳十月

ヨイチ
運上家 (29ウ)

覚

- 一、清酒 三升五合

但沓人前二付五合ツ、
沓升二付式百文

此御代料七百文

右者役土人七人江被下置品奉書上候、
巳十月

ヨイチ
運上家 (30ウ)

◎半丁白紙 (31オ)

◎半丁白紙 (31ウ)

- 一、皆朱湯当
- 一、中同
- 一、小田原鉢
- 一、耳金
- 一、無尻合羽
- 一、草鞋
- 一、鍛治炭
- 一、色玉

但

米式升

但

五俵

但 造米四俵

但 造米四俵

但 五俵七俵

但 三俵四俵

但 其品二応じ

但 十俵十五俵

但 廿俵

但 四俵

但 三俵

但 煙草沓わ (27ウ)

但 米式升

但 五俵

但 五俵八俵

但 七俵八俵

但 七俵八俵

但 五俵八俵

但 五俵

(一) (二冊目)

役土人并雇土人給料書上

覚

- 一、米八升入 貳拾俵 役土人之内春秋雇二季給料、夏者自分稼
 - 一、上同 拾六俵 春秋雇土人二季給料御座候、夏者自分稼、
 - 一、中同 拾俵五拾四俵迄 男前同断、〔一オ〕
 - 一、下同 七俵五九俵迄 男右同断、
 - 一、飯焚セカチ 三俵五五俵迄 但春斗、
 - 一、上女 九俵 女土人春秋二季給料二御座候、
 - 一、中女 七俵五八俵迄 女右同断、〔一ウ〕
 - 一、下女 五俵五六俵迄 女右同断、
 - 一、米八升入 拾俵五拾五俵迄 セカツ鍛治見習年中給料二御座候、
 - 一、米八升入 五俵五七俵迄 役土人共手当
- 但し雇不仕ものニ御座候、〔二オ〕
- 右之通ニ御座候、以上、
- 巳十月 ヨイチ 運上や〔二ウ〕
- 御通行 繼立人足并日々雇土人介抱書上
御用帖
- 一、玄米五合 但春鮓漁業中介抱、
 - 一、玄米五合五勺 但秋味漁業中介抱、
 - 一、同 七合五勺 但春稼漁業後運上家諸使之節介抱、〔三オ〕
 - 一、玄米九合 但冬材木伐出之節介抱御座候、
 - 一、同 壹升 但山道切開之節介抱ニ御座候、
 - 一、同 七合七勺 但御通行御用帖繼立人足介抱ニ御座候、
- 但役土人者番人同様白米飯勝手ニ為給申候、
- 右之通御座候、以上、〔三ウ〕
- 巳十月 ヨイチ 運上家〔四オ〕

◎半丁白紙〔四ウ〕

材木津出し場書上

- 下ヨイチ領
 - 一、運上家五里程西方 イウナイ 此処榎其外雜木有、年々番家出稼并家木、船木、漁木、薪
迄も伐出ス、冬分雪車ニ而引下ケ、
 - 一、同 運上家三里程西方 テタリヒラ 此処前同断ニ御座候、
 - 同 同元五里程同方 ヤマウシ 此処前同断ニ御座候、
 - 同 同 又ウチ 此処前同断ニ御座候、〔五オ〕
 - 同 運上家二里半程南方川上 トワフニ 此処榎其外雜木年々冬分材木雪車ニ而引下ケ、運上家并番
家共家木、船木、漁木相用、薪之儀者川流し相下ケ相用
申候
 - 上ヨイチ領
 - 同 同元五里半程東方川上 ムリウシナイ 此処前同断ニ御座候、
 - 同 二里程東方川上 ムンカルウシナイ 此処前同断ニ御座候、
 - 同 同 同元五里半程東方川上 トクシナイ 此処前同断ニ御座候、
 - 同 同式里半程東方川上 フンコヘ山 此処前同断ニ御座候、
- 右之外榎并雜木有之ヶ所御座候得共是迄伐出不申候、〔五ウ〕
- 右之通御尋ニ付奉書上候、以上、
- 巳十月 ヨイチ 運上家〔六オ〕

◎半丁白紙(6ウ)

出産物書上

一、春鮓

一、夏煎海鼠、鮑、昆布

一、秋鮓

右之通ニ御座候、以上、(7オ)

巳十月

ヨイチ
運上家(7ウ)

ヨイチ御場所出産物見込書上

一、春鮓類

五千貳百五拾石

内訳

八百石目

運上家

西 八百石目

ハルトロ

西 八百石目

シリハ

同 四百石目

ハマナカ(8オ)

西 四百石目

ヌウチ

同 四百石目

ヤマウシ

同 百五十石目

同

同 百五十石目

ヲタンコシ

同 三百五拾石目

テタリヒラ

同 三百石目

シユマトマリ

同 三百石目

ユウナ井

東 四百石目

フンコヘ崎(8ウ)

〆

一、夏煎海鼠

千三百五拾斤

一、夏白干鮑

千七百斤

一、秋鮓

九百石目

内訳

西 百石

モイレ

西 百石

ヤマウシ

南 百石

ノホリ

五百五拾石

上ヨイチ運上家(9オ)

西 五拾石目

テタリヒラ

〆

右之通御尋ニ付此段奉書上候、以上、

巳十月

ヨイチ
運上家(9ウ)

漁場ヶ所并人数書上

一、春鮓

運上家

ハルトロ

ヲヒチヤクナイ

ヌウチ

ヤマウシ

ヲタンコシ

テタリヒラ

シユマトマリ

フンコヘ崎

ユウナ井

〆拾貳ヶ所

此人數三百拾三人

一、煎海鼠

同 同 西

同 同 西

同 同 西

同 同 西

同 同 西

シユマトマリ

テタリヒラ

ヲタンコシ同

ヲヒチヤクナイ

此人數廿人(10ウ)

春人数之内

但和人斗りニ御座候

番人土人共四十貳人

右同断四十貳人

右同断廿三人

右同断廿三人

右同断三ヶ所ニ而八十壹人(10オ)

番人土人共十六人

同廿三人

同廿三人

同廿三人

和人斗り十七人

〆

一、白干鮑

ユウナ井

シユマトマリ

テタリヒラ

ヲタンコシ

ヤマウシ

運上家前

此人数土人斗り百人
春人数之内

一、秋鮭

上ヨイチ 番人土人共
運上家 百三十拾人
西 モイシ 同 十四人
「 ヤマウシ 同 十四人
「 テタリヒラ 同 十四人
「 ノホリ 同 十四人
以上五ヶ所

此人数

百八十式人

但し春人数之内相廻し

一、春出稼鮭漁場

西浦 チヤラツナイ

イウナ井〔11ウ〕

シユマトマリ

テタリヒラ

ヲタンコシ

ヤマウシ

ヌウチ

ヲヒチヤクナイ

ハルトロ

百〔12オ〕

出稼家数八拾五軒

此人数八百九拾壹人

内 女 六拾四人

但当年漁業仕候、且年々人数増減有之候、

右之通御尋ニ付此段奉書上候、以上、

巳十月

ヨイチ
運上家〔13オ〕

◎半丁白紙〔13ウ〕

役土人新規御取立并役替退役之節運上家ヲ遣品書上

覚

一、清酒

四升入
壹樽

一、蝦夷小袖

壹枚

一、同羽織

壹枚

一、蝦夷台盃

壹組

一、濁酒

八升入〔14オ〕
壹俵

一、玄米

四升

一、糎

四升

右者小使役乙名役ニ御取立被仰付候節祝義与して差遣申候、〔14ウ〕

一、清酒

四升入
壹樽

一、蝦夷小袖

壹枚

一、同羽織

壹枚

一、濁酒

八升

右者平土人ヲ小使役ニ御取立被仰付候節前同断差遣し申候、〔15オ〕

一、清酒

四升入
壹樽

一、濁酒

八升入
壹俵

一、玄米

式把

一、地廻煙草

右者役土人之内老衰退役之節差遣し申候、〔15ウ〕

右之通ニ御座候、以上、

巳十月

ヨイチ
運上家〔16オ〕

◎半丁白紙〔16ウ〕

土人共江年中運上家方手当書上

覚

- 一、清酒 五合宛
- 濁酒 壹升

膳部 切餅 七枚

右者正月年始祝儀与して役土人一同江差遣し申候、〔17オ〕

- 一、切餅 貳枚ツ、

右者正月元日ニ差遣し申候、

セカチ 一同江
カナチ

- 一、清酒 壹升ツ、
- 濁酒 貳升

右者正月十一日御場所祝与して差遣し申候、〔17ウ〕

役土人一同江

- 一、清酒 三盃
- 濁酒 壹升

右者十月蛭子講之節祝与して差遣し申候、

役土人一統江

- 一、清酒 三盃

膳部 一、地廻り煙草貳把ツ、
役土人一統江〔18オ〕

右者秋網卸之節祝与して差遣し申候、

- 一、濁酒諸味 貳樽宛

前同断差遣し申候、

乙名三人江

- 一、同 壹樽宛

前同断差遣し申候、〔18ウ〕

小使四人江

- 一、清酒 三盃
- 地廻煙草壹把ツ、

膳部

前同断差遣し申候、

網持産取土人七人江

- 一、濁酒諸味 貳斗入 壹樽ツ、

前同断差遣し申候、〔19オ〕

網持産取土人三人江

- 一、同 壹樽ツ、

前同断差遣し申候、

網持産取土人五人江

- 一、清酒 貳合
- 濁酒 貳合ツ、

前同断差遣し申候、〔19ウ〕

平土人一同江

- 一、濁酒 貳合ツ、
- 焚飯 壹盃

前同断差遣し申候、〔19ウ〕

- 一、清酒 壹合
- 濁酒 貳合ツ、

前同断 焚飯 壹盃

女土人并カナツセカチ一同江

- 一、濁酒 七樽

前同断差遣し申候、〔20オ〕

秋味雇土人一同へ

- 一、濁酒 拾樽

前同断差遣し申候、

女ノ子并カナツ一同へ

- 一、糎 九升
- 玄米 八升入

前同断差遣し申候、

秋味起網三俵人数三十九人へ

- 一、外二濁酒五合

前同断差遣し申候、〔20ウ〕

秋味起網一同へ人数十三人へ

- 一、濁酒壹升ツ、

前同断差遣し申候、

秋味起網一同へ人数十三人へ

- 一、清酒 壹升
- 濁酒 貳升

右者春支配人下り之節差遣し申候、〔21オ〕

役土人一同へ

- 一、清酒 壹升
- 濁酒 貳升

前同断差遣し申候、

役土人一同へ

右者春支配人下り之節差遣し申候、〔21オ〕

一、清酒 壹升
濁酒 貳升
役土人一同へ

一、清酒 壹盃ツ、
男女平土人一同へ

右者支配人秋婦郷之節差遣し申候、(21ウ)
右之通ニ御座候、以上

巳十月
ヨイチ
運上や(22オ)

◎半丁白紙(22ウ)

鰥寡孤独之者并老人江手当遣し品書上

覚

一、米 八升
古手 壹枚
地廻煙草 壹把
木綿 五尺(23オ)

右之通年々差遣し申候、以上、

巳十月
ヨイチ
運上家(23ウ)

土人出生死亡有之候節運上家と手当

覚

清酒 貳升
濁酒 四升
玄米 八升
木綿 貳丈
ツ、(24オ)

右者役土人之内死亡有之候節香典与して差遣し申候、

清酒 壹升
濁酒 四升
玄米 八升
木綿 壹丈

(朱書)
一、清酒五合
一、濁酒貳升
一、玄米四升
一、木綿五尺
平土人死亡之節香典与して差遣候

(白紙)土産取
右者男女平土人死亡有之候節香奠与して差遣申候、(24ウ)

一、清酒 壹盃
濁酒 五合
玄米 壹升
木綿 五尺
ツ、

右者男女セカチ死亡有之候節香典与して差遣し申候、

一、上酒 壹升
濁酒 貳升
玄米 三升
木綿 五尺(25オ)

右者役土人子供出生之節手当与して差遣し申候、

一、上酒 壹盃
濁酒 壹升
玄米 壹升
木綿 五尺

右者平土人子供出生之節手当与して差遣し申候、(25ウ)

右之通御座候、以上、

巳十月
ヨイチ
運上家(26オ)

◎半丁白紙(26ウ)

役土人并平土人江ラムシヤ仕候節運上家と遣し品書上

覚

清酒 三盃
地廻煙草 貳把宛
膳部 (27オ)

役土人一同へ

一、清酒 三盃
地廻煙草 壹把
膳部

(朱書) 産取土人一同へ

一、清酒 貳合五勺
濁酒 貳合五勺ツ、平土人一同へ〔27ウ〕
焚飯 壹盃

清酒 壹合貳勺五才
一、濁酒 貳合五勺 ツ、女ノ子セカチカナツ一同江へ
焚飯 壹盃

一、濁酒 貳斗入 男女土人一同へ
濁酒 拾五樽
一、濁酒諸味 貳斗入 前同断一同へ〔28オ〕
拾三樽

右者夏ヲムシヤ仕候節運上家方差遣し申候、

清酒 四升

一、小袖着物 壹枚ツ、 役土人一同へ

行器 壹ツ〔28ウ〕

清酒 貳升

一、古手着物 壹枚 〔王産取〕
台盃 壹組 産取土人一同へ

ホロキ煙草五ツ

一、清酒 壹升 ツ、 平土人一同へ〔29オ〕

一、清酒 貳合五勺ツ、 女ノ子セカツカナチ一同へ

一、古手着物 壹枚 鰥寡孤独之もの并老人江

玄米 八升入 壹俵

右者当巳年請負人罷下り候節差遣し申候、〔29ウ〕

右之通ニ御座候、以上、

巳十月 ヨイチ 運上家〔30オ〕

◎半丁白紙〔30ウ〕

〔B82〕 御組頭安間純之進様東西蝦夷地御廻浦被遊同月十七日晚当
所御止宿之砌御手附御調役下役増井市蔵様御列座ニ而御申
渡書

〔一〕〔表紙〕

安政四丁巳年十月

御組頭安間純之進様東西蝦夷地御廻浦

被遊、同月十七日晚当所御止宿之砌、御手附

御調役下役増井市蔵様御列座ニ而御申渡

書 七簾閉込

右御申渡之節、当所御詰

御調役下役平島庄一郎様御立会

ヨイチ 運上家〔1オ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

〔二〕〔田畑開発請証文ほか〕

田畑開発請証文〔1オ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

差上申一札之事

当御場所内之田畑開発可相成場所御座候ハ、土人共江申教、漁業手透之
砌者勿論、寄々開発いたし候様厚世話可致旨被 仰渡承知奉畏候、右者は

迄少々、開発いたし候畑地御座候得共、猶追々開発相増候様可仕候、依之御請証文差上申所如件、

安政四巳年五月八日改
ヨイチ
支配人
十月十七日
長七 (2オ)

◎半丁白紙 (2ウ)

諸産物請証文 (3オ)

◎半丁白紙 (3ウ)

差上申一札之事

一、当御場所内先前在来之産物之外新規ニ見出候産物御座候ハ、可申上旨被仰渡、承知奉畏候、右者在来産物之外新規之産物一切無御座候、依之御請証文差上申処如件、

安政四巳年五月八日改
ヨイチ
支配人
十月十七日
長七 (4オ)

◎半丁白紙 (4ウ)

願筋之儀請証文 (5オ)

◎半丁白紙 (5ウ)

差上申一札之事

一、今般御廻浦ニ付歎願筋御座候ハ、無遠慮可奉願旨被仰渡難有承知奉畏候、右者別段歎願筋無御座候、依之御請証文差上申処如件、

安政四巳年五月八日改
ヨイチ御場所
支配人
十月十七日
長七 (6オ)

◎半丁白紙 (6ウ)

役土人共江申渡

一、御料相成土人共之儀、別而厚く御世話被成下間各漁業出精いたし、寄々耕作をも心懸候様いたしへし、
一、御役人をうやまひ、支配人、通詞、番人共之申渡を不相背様致すへし、若支 (7オ) 配人其外ニ非分あらハ、御役人詰所江訴出へし、其筋を御糺被下へきなり、

一、切支丹宗門ハ相ならざる事に付其旨心得へし、
右之通惣土人へ申聞、 (7ウ)

◎半丁白紙 (8オ)

◎半丁白紙 (8ウ)

(三) 廻浦ニ付請証文

廻浦ニ付請証文 (1オ)

◎半丁白紙 (1ウ)

差上申一札之事

東西地共前々之通
御料所被仰出候ニ付、追々被仰渡候厚御趣意之程相弁、土人共取扱方者

勿論諸事入念取扱、且諸御願御届等迄場所御詰合御役人中様迄申上、万事御差図を請候様被仰渡、承知奉畏候、仍御請証文差上申処〔2オ〕、如件、

安政四巳年五月廿六日

五月廿八日
 卯三郎
 千代藏
 杉浦嘉七
 万屋専左衛門
 シヤマニ請負人
 支配人
 五月廿日
 忠五郎〔2ウ〕
 クスリ請負人
 米屋喜与作
 支配人
 アツケシ
 山田文右衛門
 支配人
 五月五日
 重次
 子モロ
 柏屋喜兵衛
 支配人
 五月九日
 善吉〔3オ〕
 クナシリ
 右同請負人
 支配人
 エトロフ請負人
 伊達林右衛門 栖原六右衛門
 支配人
 六月十四日
 忠助
 シヤリ請負人
 柏屋喜兵衛
 支配人
 七月十二日
 津兵衛〔3ウ〕
 ソウヤ之内モンヘツ請負人
 柏屋喜兵衛
 番人
 八月十七日
 清七
 支配人代
 清兵衛
 同断
 支配人代
 定吉
 ソウヤ請負人
 柏屋喜兵衛
 支配人
 八月廿一日
 八右衛門〔4オ〕
 九月四日

九月九日

九月十四日

九月十八日

九月廿三日

十月五日

十月九日

十月十三日

十月十六日

十月十六日

十月十七日

十七日

◎半丁白紙〔6ウ〕

(四) 馬飼方請証文

テシホ請負人
 栖原六右衛門
 支配人
 清次
 トマ、イ
 右同請負人
 支配人
 伊助
 ル、モツベ
 右同請負人
 支配人
 四郎兵衛〔4ウ〕
 マシケ請負人
 伊達林右衛門
 支配人
 直右衛門
 ハマ、シケ
 右同請負人
 支配人
 久兵衛
 アツタ請負人
 浜屋与三右衛門
 支配人
 喜蔵〔5オ〕
 イシカリ請負人
 阿部屋伝次郎
 代
 林太郎
 支配人
 巴吉
 ヲタルナイ請負人
 林謙恵比須屋半兵衛
 支配人
 久五郎〔5ウ〕
 タカシマ請負人
 住吉屋徳兵衛
 支配人代
 吉兵衛
 ヲシヨロ
 同請負人
 支配人
 伊兵衛
 ヨイチ請負人
 竹屋長左衛門
 支配人
 長七〔6オ〕

馬飼方請証文〔一オ〕

◎半丁白紙〔一ウ〕

場所々御預馬之儀、瘦馬多分ニ而目方之荷物付出し候儀も不安心ニ相見候、
当春一時に拾疋余も斃馬いたし候場所も有之、右者畢竟冬飼手当不行届、春ニ
成腹内不調内遠慮なく遣へ候故之儀ニ有之、人馬ニ違へ何程衰弱いたし居候
而も自由ニ相成、たをれ候迄〔二オ〕被遣候儀不便之ものにて、右を乍弁手当も
不致不法之遣い方いたし候段人情ニ有之間敷、以之外之次第ニ有之、依而当年
より牛馬共別而いたわり、冬飼手当第一ニ心懸手廻し為致、式百廿日頃ハ飼草
十分ニ刈取、右を干置冬ハ冬飼之節刻、其度々湯煮いたし、冬ハ二月一抔飼ひ
候様〔二ウ〕可致、此度無急度申付候間、若此上冬飼手当等閑置斃馬多分ニ出来
候場所者、支配人、番人とも此方無急度可相守もの也、

但懐妊いたし候馬を心なく臨月迄用ひ候得者、出生之子弱く育チ方も不
宜儀ニ付、十一ヶ月目方決而遣ひずして大切ニいたわり可置候、〔三オ〕

一、油断して出生之馬を犬に喰殺され候趣不便之至、第一自然与馬数減し候
基ニ付、以後出生之馬有之者精々心付、犬に取られざる様厳重制し方い
たすへす、若手ニ余らハ犬を打雑し候而も不苦候、

近来犬沢山ニ相成、馬牛之子ニ懸り、中ニ者喰殺も有之、土人共犬を大切ニ
〔三ウ〕いたすトいいとも馬牛ニ者かへかたく、依之以来馬牛ニ懸る犬ハ見懸次
第直様打殺す間、犬を不便ニ存るならハ馬にかゝらざる様土人共へ銘々きひし
く番をいたすへし、

右之趣兼而改おく間、惣土人共へ無急度申渡へし、〔四オ〕
右被仰渡之趣一同承知奉畏候、
依之御請印形差上申処如件、

安政四年〔四ウ〕

(五) 請証文

請証文〔一オ〕

◎半丁白紙〔一ウ〕

差上申一札之事

粟、稗、黍之類、畔を狭く蒔付候歟、又者畔なし沢山散し蒔いたし候得
者、生立候ニ随へ双方ハ繁茂いたし、風吹通し方不宜、其上肥過候得者自
然実入無之ニ付、右等之処心を用へ地味之善悪ニ寄相当ニ蒔付候様可仕、
尤当分者むたニいたし候与心得、両三年程試作可仕事、〔二オ〕

一、馬有高取調書前以御詰合江差上置、斃馬有之節者其時々御詰合へ申上、残
馬員突合、御小印を取可申、出生馬有之候ハ、同様可相心得、且斃馬有之
者土人共江申付、皮を剥取らせ、其度々箱館表江相廻し候様可仕事、

但皮剥取候土人江者御手当清酒三升被下候事、〔二ウ〕

一、馬冬飼いたし候草春迄ニあまり候程十分ニ用意可致、尤草刈上高者御詰合
被成御改候ニ付飼方厚く心を用ひ、斃馬無之様精々心掛可申事、
右被 仰渡之趣一同承知奉畏候、依之御請印形差上申処如件、〔三オ〕

安政四巳年八月十二日

八月十六日

八月廿一日

津兵衛印
モンベツ番人
清七
同所支配人代
清兵衛
エサシ支配人代
定吉

巳
九月四日

〃 九日

九月十四日

九月十八日

ソウヤ支配人
八右衛門
テシホ支配人
清次〔三ウ〕
トママイ支配人
伊助
ル、モツへ支配人
四郎兵衛

廿三日 マシケ 直右衛門
 十月五日 ハマ、シケ 久兵衛
 十月九日 アツタ 喜藏
 〳十三日 イシカリ請負人代 林太郎
 〳十六日 支配人 円吉(4オ)
 十月十六日 フタルナイ 久五郎
 十六日 タカシマ 吉兵衛
 十七日 フシコロ 伊兵衛
 十七日 ヨイチ 長七(4ウ)

◎半丁白紙(5オ)

◎半丁白紙(5ウ)

〔B83〕安政四丁巳年十月十八日当场御止宿ソウヤ御詰御調役下役
 元〳梨本弥五郎様箱館表江御交替御帰登被遊候節書上向
 廉々

安政四丁巳年十月十八日当场御止宿
 ソウヤ御詰御調役下役元〳梨本弥五郎様
 箱館表江御交替御帰登被遊候節
 書上向廉々^(廉)

◎半丁白紙(1ウ)

ヨイチ場所土人附自分畑地(2オ)

◎半丁白紙(2ウ)

ヨイチ場所土人附自分畑地
 字ユウナイ運上家元〳五里程西方
 老町四反三畝
 古畑四反七畝式歩
 巳開畑九反四畝四分
 同シユマトマリ運上家元〳四り程同方
 四反七畝式歩
 辰開畑 式反三畝六分
 巳同 式反三畝六分

ヨイチ 運上家(1オ)
 ヲナカシ
 トエタク
 セカイ
 ハマナシ
 チセフンキ
 トヒセ
 リカイン
 ウカイレ
 フンコレ
 ライリマト
 ウトシナ
 ヌサカシ
 マクライ
 ヲイリマト
 ハヤシケ
 ハトンケ
 カムイカル

粟大根熟
 同
 粟大根熟
 同(3オ)

同ヤマウシ同元方壹り程同方	同又ウチ同元方同程同方	同ライクラハツタリ同元方廿丁程南方	同子タカムシ同元方十八丁東方	同トハツタリ同元方十七丁同方
壹反五畝	貳反九畝六分	貳反	三反六畝壹分	三反六畝八分
古畑 七畝五分	辰開畑 貳反九畝六分△印	辰同 壹反	古畑 壹反	古畑 壹反
巳開同七畝五分	△印粟熟	巳同 壹反	巳開畑 貳反六畝壹分	辰開畑 壹反
粟大根熟		同(3ウ)	同 粟大根熟	同 同
セチヨ イコイキ シキラ マウテシユ	トサヤニ ヲソマ ヲホリ ヲマラ	ヲシト メリ ヤマノ ウトロクシ キロ、 セハシ イキライ チコメテ レキサマ	ハヌ ヒラトモ ユケラン ヲヒヤンケ トシキタエ イムツクク ホントコ レツケク シケクル	サルマ ヘソラン トヒカイ ヌンハシ チコロウエ イコアンキ イ子アンキ クン子リ チルクモ

此反別三町六反七畝九歩(4オ)
右之通御座候、以上、
ヨイチ詰下役
平島庄一郎(4ウ)

巳年

ヨイチ場所越年出稼之者畑地開発人(5オ)

◎半丁白紙(5ウ)

ヨイチ場所越年出稼之者畑地開発人

覚

ヨイチ領 字ヤマウシ沢	六百坪	松前江差 治郎兵衛
同	三百坪	江差在乙部村 善右衛門
同	六百坪	江差在塩吹村 吉十郎(6オ)
同	六百坪	箱館在鍛冶村 治三郎
同	五百坪	津軽綱しらす 卯之吉
同	六百坪	松前城下 慎兵衛

此反別壹町六畝貳分(6ウ)

右者銘々都合次第開發取掛、来春植付申候見込御座候、
ヨイチ詰下役
平島庄一郎(7オ)

巳九月

◎半丁白紙(7ウ)

ヨイチ場所当巳年田畑ヶ所熟不熟取調書

字ハマナカ沢
巳開田 三拾坪

右耕作仕候処草生宜敷穂出申候得共実入悪敷、稀ニ少々ツ、実入候分

も有之申候、
上ヨイチ運上家東之方九丁程
一、巳新開畑 運上家分
右品熟申候 蕎麥、大根、唐茄子〔8オ〕

下
ヨイチ運上家東之方七丁程
一、巳新開畑 三百坪 運上家分

右品熟申候 大根、蕪、根義、木瓜
一、巳新開畑 三百坪 右同断役宅三軒分

右品熟申候

合 巳開田三十坪
巳開畑式千式百廿五坪
式千式百五十坪

此反別七反五畝一步〔8ウ〕

ヨイチ場所フルヒラ越山道新開取調書

ヨイチ誦下役
平嶋庄一郎

ヨイチ場所運上家方壹里程西北
字ヤマウシノ山中フルヒラ境十六丁手前ユウナイ番や迄
一、切開新道 四里余

巳七月上旬取掛同月下旬成功

但道筋二十町程者小坂二有之、夫より巖石之山々六七ヶ所有之、人馬
共極難所ニ而深雪之節荷附馬駕籠等連も相立不申候、小休昼所等者海
岸番家ニ而差支無御座候、〔9オ〕

一、右切開入用凡四拾三両余 是者ヨイチ場所請負人竹屋長左衛門自分入用ヲ
以為冥加切開申候、

右之通御座候、以上、

巳十月

ヨイチ誦下役
平嶋庄一郎〔9ウ〕

ヨイチ場所岩内山道新開取調書

ヨイチ誦下役
平嶋庄一郎

ヨイチ場所運上家方十丁南字タクノ山中字ルヘスへ迄
一、切開新道 七里余

辰六月取掛同八月迄成功

但道筋巖石有之候山々八九ヶ所も御座候而、大雨深雪候得者人馬通行

殊之外難所ニ候得共、ヶ成歩行出来申候、深雪之節ハ荷附馬是者相立
不申候、屋所三里程行シカリヘツニ小屋有之、運上家方六里廿四丁行
泊所ヶヶ所、ヨイチ岩内境迄十九丁登り稲恵峠与唱申候、〔10オ〕

右切開入用凡三百両程 是者ヨイチ請負人竹屋長左衛門ヲシヨロ請負人住
吉屋徳兵衛自分入用ヲ以為冥加切開申候、

右之通御座候、以上、

巳十月

ヨイチ誦下役
平嶋庄一郎〔10ウ〕

◎半丁白紙〔11オ〕

◎半丁白紙〔11ウ〕

〔B84〕〔ヨイチ場所諸書上〕

未 八拾壹才 覚

土産取クン子リキ母
ヌ、ケ

右之通御座候、以上、

未十月

与市御場所支配人
長七〔一才〕

◎半丁白紙〔一才〕

与市御場所午年漁業高書上

一、^{午年}春鮭漁業高

壹万千七百八拾五石五斗五升三合式勺

内

三千式百八拾三石四斗四升壹合式勺

此内積入船廉訳〔二才〕

貳百貳拾七石九斗壹升六合

百六拾九石三斗貳升式合七勺五才

四百石四斗三升式合五勺

六百九拾貳石五斗三升

九百八拾貳石四斗壹升

貳百八拾四石四斗三升七合六勺

五百貳拾六石三斗九升式合三勺五才

三千五百拾三石八斗四升式合

四千九百八拾八石式斗七升

運上家番家二八役共

良運丸彦吉乗

天運丸庄蔵乗

千歳丸与一郎乗

長幸丸五兵衛乗

長福丸長三郎乗

春日丸喜助乗〔二才〕

天神丸伊三郎乗

江差小廻し積入高

出稼中渡積入高〔三才〕

一、^{午年}秋味漁業高

三百三拾五石

七斗貳升式合九勺式才

高運丸彦八乗

右之通御座候、以上、

未十月

与市御場所支配人
長七〔三才〕

覚

一、^{未年}永住家数 拾三軒

此人別六拾貳人

内 男 三拾八人
女 貳拾四人〔四才〕

右之通御座候、以上

未十月

与市御場所支配人
長七〔四才〕

覚

一、^{未年}越年家数 四拾軒

此人別百三拾人

内 男 八拾人
女 五拾人〔五才〕

右之通御座候、以上、

未十月

与市御場所支配人
長七〔五才〕

手跡土人名前書上

富左衛門
当末十壹才
為蔵
同十三才
国力
同十式才

◎半丁白紙〔8ウ〕

覚

右之通御座候、以上、
未十月

与市御場所支配人
長七〔8オ〕

- 国助〔10オ〕
- 鹿之助〔6オ〕
- 綱助〔10オ〕
- 要吉〔10オ〕
- 島吉〔10オ〕
- 宗吉〔10オ〕
- 仙蔵〔10オ〕
- 寅蔵〔6ウ〕
- 徳蔵〔10オ〕
- 長吉〔10オ〕
- 鹿助〔10オ〕
- 齋助〔10オ〕
- 蘭八〔10オ〕
- 永次郎〔7オ〕
- 初助〔10オ〕
- 乙蔵〔10オ〕
- 文吉〔10オ〕
- 武拾人〔7ウ〕

- 脇乙名
- 同 イタキサシ
- 同 イコンリキ
- 惣小使
- メリ

右之通御座候、以上、
未十月

- 小使
- イホロク
- 同 ホウフイ〔9オ〕
- 同 サルマ
- 同 シキメテ
- 土産取
- 以上七人
- 同 タシ
- 同 イヘカリ
- 同 アメヨクテ〔9ウ〕
- 同 タ、
- 同 カチャ
- 同 アチヨ
- 同 コサ
- 以上七人〔10オ〕
- 与市御場所支配人
- 長七〔10ウ〕

「B85」与市御場所諸書上

万延元年申年
河津三郎太郎様御廻浦之節差上候
与市御場所諸書上〔1オ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

一、御備米 三百俵
御備米書上

但越後米升四斗入

此石 百式拾石

右之通御座候、以上、〔2オ〕

申十月

〔1オ〕
御備馬 五拾疋
御備馬書上

内訳 駒 式拾六疋

駄 式拾四疋

内 九疋当酉年出生

×〔3オ〕

右之通御座候、以上、

申十月

御軽物定直段書上

一、大熊胆 壹ツ

ヨイチ御場所支配人
長七〔2ウ〕

◎付箋下
一、御備馬 四拾三疋

内訳 駒 式拾三疋

駄 式拾疋

内 拾三疋当申年出生

ヨイチ御場所支配人
長七〔3ウ〕

壹〆九百文

一、同皮 壹枚

一、中熊胆 壹ツ

一、同皮 壹枚

一、小熊胆 壹ツ

一、同皮 壹枚

一、野熊胆 壹ツ

一、同皮 壹枚

一、同中胆 壹ツ

一、同皮 壹枚

一、同小胆 壹ツ

一、同皮 壹枚

一、同熊胆 壹ツ

一、同皮 壹枚

一、獺皮上 壹枚

一、同中 壹枚

一、同下 壹枚

一、狐皮上 壹枚

一、同中 壹枚

一、同下 壹枚

一、同下 壹枚

一、狸皮上 壹枚

一、同中 壹枚

一、同下 壹枚

一、同下 壹枚

一、ホイヌ皮 壹枚

九百文

壹〆五百四拾文

七百文

壹〆百廿文

五百六拾文〔4オ〕

壹〆九百文

九百文

壹〆百廿文

五百六拾文

七百文

四百廿文

三百五拾文〔4ウ〕

貳百拾文

百七拾五文

百四拾文

百五文

百四拾文〔5オ〕

百五文

七拾文

七拾文

八拾七文

七拾文

五拾三文

拾七文

ㄨ

右之通御座候、以上、

申十月

ヨイチ御場所支配人
長七〔6才〕

◎半丁白紙〔6才〕

御役宅坪数書上

一、仮御役宅 壹棟

梁間 八間

桁間 拾貳間半

此坪数百坪

右者古来上ヨイチ運上家修覆仕、御定役様、御同心様、御足輕様三軒ニ

〔7才〕間切御住宅罷在候、

右之通御座候、以上、

申十月

ヨイチ御場所支配人
長七〔7才〕

御雇足輕名前書上

御雇足輕

白鳥第吉

同

佐々木伝吉

以上式人

右之通御座候、以上、〔8才〕

申十月

ヨイチ御場所支配人
長七〔8才〕

小児土人江木綿着類御手当ニ被下置候書上

〔付箋貼付〕
一、六拾六〆五百四拾文

七才未滿男女土人六拾人綿入布子壹枚ツ、御手当ニ被下置候品代

内訳

式拾九〆四百文

中染木綿廿壹反

式拾八〆三百五拾文

伸千草廿壹反

七〆六百五拾文

判綿百世五枚

壹〆百四拾文

紺木綿糸千九百筋

ㄨ

◎付箋下

一、七拾五貫八百八拾四文

七才未滿男女土人七拾三人江綿入布子壹枚ツ、御手当被下置候品代

内訳

三拾三貫六百元

中染木綿廿四反

三拾貳貫四百文

伸千草木綿廿四反

八貫六百廿四文

判わた百五十式枚〔9才〕

壹〆貳百六拾文

紺木綿糸式わ廿操〔繰〕

ㄨ

右之通御座候、以上、

申十月

ヨイチ御場所支配人
長七〔9才〕

御役々様江壳上直段書上

一、玄米

壹升二付

七拾文

一、糶

壹升二付

七拾文

一、越後酒

壹升二付

貳百文

一、濁酒

壹升二付

八拾文

一、白米

壹升二付

八拾五文

一、糯白米

壹升二付

百文〔10才〕

一、小豆	壹升二付	九拾文	一、無二膏	壹具 ^目 二付	拾五文
一、大豆	壹升二付	七拾文	一、蠟燭	六拾文二付	大 貳拾四目 中 貳拾貳目 小 三六朱貳拾目
一、塩	壹俵二付	八百五拾文	一、のし立釘	壹わ二付	七拾文
一、味噌	三貫目二付	六百元	一、小板付	壹わ二付	百文
一、醤油	壹升二付	百八拾文	一、大板付	壹わ二付	百三拾文
一、酢	壹升二付	百拾文	一、並三寸釘	壹わ二付	貳百三拾文〔12〕
一、半紙	壹状二付	上 三拾八文 中 貳拾八文〔10〕	一、本三寸釘	壹わ二付	三百拾文
一、岩国紙	壹状二付	五拾三文	一、並四寸同	壹わ二付	四百八拾文
一、奉書紙	壹状二付	中 六百元 下 四百五拾文	一、本同	壹わ二付	五百八拾文
一、美濃紙	壹状二付	貳百五拾文	一、並五寸釘	壹わ二付	八百文
一、粘入紙	壹状二付	貳百文	一、本同	壹わ二付	壹貫文
一、薄口紙	壹状二付	貳百三拾文	一、白砂糖	壹斤二付	上 五百三拾文 中 四百拾文
一、半切紙	千枚二付	並 貳貫三百文 上 貳貫三百文	一、玉砂糖	壹斤二付	貳百文〔13〕
一、西内紙	壹状二付	中 五百五拾文 下 四百五拾文〔11〕	一、歌ヶ谷	壹本二付	百八拾文
一、塵紙	壹状二付	拾七文	一、政所	壹斤二付	三百五拾文
一、角兵衛筆	壹本二付	上 五拾文 中 四拾文	一、沓見薙	壹束二付	八百五拾文
一、朱巻筆	壹本二付	五拾文	一、尺長薙	壹束二付	六百五拾文
一、阿波粉	壹玉二付	百文	一、上々薙	壹束二付	四百八拾文
一、初冠	壹本二付	四拾五文	一、越中薙	壹束二付	四百五拾文
一、白菊	壹本二付	四拾五文	一、中間繩	壹わ二付	四百五拾文〔13〕
一、切元結	壹わ二付	四拾五文〔12〕	一、酒田繩	五拾わ二付	三百文
一、油紙	壹枚二付	拾五文	一、豆腐	壹丁二付	貳拾四文
一、青糸	壹尺二付	貳文	一、こんにやく	壹丁二付	拾五文
一、大丸墨	壹挺二付	大 百六拾文 中 百拾文 小 六拾文	一、相對人足	壹人二付	貳百五拾文
一、白木綿	壹反二付	並 壹貫三百文 次 壹貫三百文	一、草履	壹足二付	拾四文
一、両面染	壹反二付	上 壹百七拾文 中 壹百五拾文 次 壹百三拾文〔12〕	一、種油	壹升二付	五百文
			一、草鞋	壹足二付	拾四文〔14〕

右之通御座候、以上、
申十月

ヨイチ御場所支配人
長七〔14ウ〕

土人江壳渡直段書上

- 一、玄米 壹升二付
- 一、清酒 壹升二付
- 一、糶 壹升二付
- 一、濁酒 壹升二付
- 一、地廻煙草 壹わ二付
- 一、ホロキ 壹玉二付
- 一、白木綿 六尺三寸二付
- 一、紺木綿 五尺二付
- 一、染木綿 五尺二付
- 一、古手

内訳

- 上古手 壹枚二付
- 中 同
- 下 同
- 一、紺白かな糸 拾六操^{（註）}二付
- 一、能代裂織 壹枚二付
- 一、単物 壹枚二付
- 一、差足袋 壹足二付
- 一、茂尻合羽 壹枚二付
- 一、手拭 壹筋二付
- 一、手懸 壹足二付
- 一、木綿針 壹八本二付
- 一、皮針 貳本二付

四〇文方三〇九百文迄

貳〇八百文方三〇四百文迄

壹〇七百文方貳〇四百文迄〔15ウ〕

七拾文

壹〇百文方壹〇四百文迄

壹〇百文方壹〇七百文迄

五百六拾文

貳〇貳百文

百四拾文

五百六拾文〔16オ〕

七拾文

七拾文

- 一、永代張鐘 壹本二付
- 一、火打 壹枚二付
- 一、間切

内訳

- 極大間切 壹枚二付
- 大間切 壹枚
- 中間切 壹枚二付
- 小 同
- 一、鯖刺 壹枚二付
- 一、田代 壹枚二付
- 一、山刀 壹挺二付
- 一、鐮 壹挺二付
- 一、鮑ヤス 壹挺二付

内訳

- 大ヤス 五百六拾文
- 中同 四百廿文〔17オ〕
- 小ヤス 貳百八拾文
- 一、鍋
- 内訳
- 壹升焚 五百六拾文
- 壹升五合焚 七百文
- 貳升焚 八百四拾文
- 貳升五合焚 九百八拾文
- 三升焚 壹〇四百文
- 四升焚 壹〇八百文
- 五升焚 貳〇貳百文〔17ウ〕
- 六升焚 貳〇八百文
- 七升焚 三〇文

- | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|---|--|--|--|---|
| <p>一、大酒桶 ✕</p> <p>一、同 貳番</p> <p>一、同 三番</p> <p>一、大鴨々 壺ツニ付</p> <p>一、同中 壺ツニ付</p> <p>一、同小 壺ツニ付</p> <p>一、内赤松提 壺ツニ付</p> <p>一、壺ツ椀 壺ツニ付</p> <p>一、金具附蔴絵行器</p> <p>内訳 (18ウ)</p> | <p>三〇九百廿文と四〇八百八拾文迄</p> <p>貳〇八百文と三〇三百六拾文迄</p> <p>貳〇文と貳〇貳百文迄 (18オ)</p> <p>五百六拾文</p> <p>四百貳拾文</p> <p>貳百八拾文</p> <p>五百六拾文</p> <p>三拾五文</p> | <p>金紋ちらし付</p> <p>一、黒皆朱湯当</p> <p>内訳</p> <p>壺〇七百文と</p> <p>貳〇貳百文</p> <p>貳〇八百文</p> <p>三〇三百文</p> <p>三〇九百文迄</p> <p>✕ (19ウ)</p> | <p>金紋ちらし付逸掛</p> <p>一、黒皆朱耳盥</p> <p>内訳</p> <p>三〇九百文と</p> <p>四〇五百文</p> <p>五貫文</p> <p>五〇六百分迄</p> | <p>一、金紋ちらし付台盃</p> <p>内訳</p> <p>貳〇八百文と</p> <p>五〇三百文</p> <p>三〇九百文迄</p> <p>✕ (19オ)</p> | <p>一、春鯡漁業積入高書上</p> <p>壺万貳千貳百五拾三石九斗三升壺合九勺貳才</p> <p>内</p> <p>三千貳百八拾八石九斗八升七合貳尺貳才</p> <p>此内</p> <p>積入船々廉訳 (21オ)</p> <p>一、百五拾壺石七升八合七勺五才</p> <p>三百四拾八石三斗七升三合貳勺貳才</p> <p>九百八拾壺石九斗</p> | <p>一、単鞋^(單鞋) 五足ニ付</p> <p>右之通御座候、以上、(20オ)</p> <p>申十月</p> <p>ヨイチ御場所支配人</p> <p>長七 (20ウ)</p> | <p>金紋付</p> <p>一、小田原鉢</p> <p>内訳</p> <p>五〇六百分と</p> <p>八〇四百分</p> <p>拾壺〇文迄</p> <p>七拾文</p> <p>✕</p> | <p>運上家</p> <p>番家</p> <p>二八役共</p> <p>天運丸庄蔵乗</p> <p>高運丸彦八乗</p> <p>長福丸長三郎乗</p> |
|---|--|--|--|---|--|--|--|---|

七百五石式斗九升四合

四百四拾四石六升

四百七拾八石式斗五升式合七勺五才

百八拾石式升八合五勺

一、式百八拾七石式斗五合

一、三千式百七拾壹石式斗八升七合式勺

一、五千四百六石四斗五升式合五勺

ㄨ(22才)

右之通御座候、以上、

申十月

土人方産物買入直段書上

一、煎海胆

三百二付

五百六拾文

一、白干鮑

大小中五百二付

五百六拾文

一、外割鯡

八束二付

五百六拾文

一、干鱈

拾束二付

五百六拾文

一、干鱈

四束二付

五百六拾文

一、干白子

壹樽二付

百四拾文(23才)

一、干数子

壹樽二付

百四拾文

一、笹目

廿壹ㄨ二付

五百六拾文

一、秋味

式束半二付

五百六拾文

右之通御座候、以上、

申十月

ヨイチ御場所支配人
長七(23ウ)

長幸丸五兵衛乘

大力丸又三郎乘

住吉丸兵吉乘

若松丸幸八乘(21ウ)

喜悦丸長太郎乘

浜中買積入

松前城下行

江差小廻積入高

出稼中渡積入高

此人別四百五拾四人

内 男 式百四拾人

女 式百拾四人

ㄨ(24才)

右之通御座候、以上、

申十月

役土人名前書上

◎付箋下

男 式百四拾四人

女 式百拾人

ヨイチ御場所支配人
長七(24ウ)

脇乙名

イタキサシ

同

イコンリキ

同

惣小使

同

メリ

同

イホロク

同

サルマ

同

ホウファイ(25才)

同

シキメテ

同

以上七人

ヨイチ御場所支配人
長七(25ウ)

右之通御座候、以上、

申十月

巳年種痘土人人別書上

一、種痘土人 四百式拾八人

内訳

男 式百四拾四人

女 百八拾四人

ㄨ(26才)

右之通御座候、以上、

申十月

ヨイチ御場所支配人
長七(26ウ)

一、土人家数

八拾四軒

土人家数人別書上

土人死亡書上

- | | |
|-----------|---------------|
| 一、未十月十二日 | 土産取 |
| 一、同十月十八日 | サシケンアシ
女主人 |
| 一、同十一月四日 | ヌ、ケ |
| 一、同十一月六日 | ” |
| 一、同十一月十五日 | 土産取 |
| 一、同十一月十五日 | ホシテシユ |
| 一、同十一月十五日 | クン子リキ |
| 一、同十一月十五日 | 平土人 |
| 一、同十一月十五日 | イヘルイ |
| 一、同十二月廿五日 | 女主人 |
| 一、同十二月廿五日 | 土産取 |
| 一、同十二月廿九日 | さた(27才) |
| 一、同十二月廿九日 | タサラ |
| 一、同十二月廿九日 | 女主人 |
| 一、同十二月廿九日 | 土産取 |
| 一、同十二月廿九日 | イワラマツ |
| 一、同十二月廿九日 | ヒラトモ |
| 一、同十二月廿九日 | 女主人 |
| 一、同十二月廿九日 | イヘケシ |
| 一、同十二月廿九日 | 平土人 |
| 一、同十二月廿九日 | 利八 |
| 一、同十二月廿九日 | 同 |
| 一、同十二月廿九日 | 隼助 |
| 一、同十二月廿九日 | 同 |
| 一、同十二月廿九日 | 曾四郎(27才) |
| 一、同十二月廿九日 | 女主人 |
| 一、同十二月廿九日 | ちゑ |
| 一、同十二月廿九日 | 同 |
| 一、同十二月廿九日 | ふね |
| 一、同十二月廿九日 | 同 |
| 一、同十二月廿九日 | サレコロ |
| 一、同十二月廿九日 | 同 |
| 一、同十二月廿九日 | アムカ、 |
| 一、同十二月廿九日 | 同 |
| 一、同十二月廿九日 | チヤヌセ |
| 一、同十二月廿九日 | 同 |
| 一、同十二月廿九日 | なを |
| 一、同十二月廿九日 | 同 |
| 一、同十二月廿九日 | かち(28才) |
| 一、同十二月廿九日 | 女主人 |
| 一、同十二月廿九日 | クナンケ |
| 一、同十二月廿九日 | ” |
| 一、同十二月廿九日 | てつ |
| 一、同十二月廿九日 | ” |
| 一、同十二月廿九日 | かね |

内 男 八人
女 十五人(28才)

右之通御座候、以上、

申十月

◎半丁白紙(29才)

土人出生書上

- | | | |
|----------|--------|----------|
| 一、申二月七日 | 土産取 | 女主人 |
| 一、同二月十五日 | ヤマノ孫 | 女主人 |
| 一、同二月十五日 | 平土人 | 女主人 |
| 一、同二月十五日 | アメヨクテ娘 | 女主人 |
| 一、同二月十五日 | 小使 | 女主人 |
| 一、同二月十五日 | サマ孫 | 女主人 |
| 一、同二月十五日 | 平土人 | 女主人 |
| 一、同二月十五日 | 駒藏娘 | 女主人 |
| 一、同二月十五日 | 平土人 | 女主人 |
| 一、同二月十五日 | ヲホト娘 | 女主人 |
| 一、同二月十五日 | 平土人 | 女主人 |
| 一、同二月十五日 | キントキ娘 | 女主人(30才) |
| 一、同二月十五日 | 平土人 | 男主人 |
| 一、同二月十五日 | サノカヨ悴 | 男主人 |
| 一、同二月十五日 | 平土人 | 男主人 |
| 一、同二月十五日 | ヲレシカ悴 | 男主人 |
| 一、同二月十五日 | 平土人 | 男主人 |
| 一、同二月十五日 | 長吉悴 | 男主人 |
| 一、同二月十五日 | 平土人 | 女主人 |
| 一、同二月十五日 | 糸吉娘 | 女主人 |
| 一、同二月十五日 | 平土人 | 女主人 |
| 一、同二月十五日 | シラリ姪 | 女主人 |

内訳

男 三人

女 八人

右之通御座候、以上、

申十月

◎半丁白紙(31才)

引越番人名前書上

ヨイチ御場所支配人
長七(29才)

ヨイチ御場所支配人
長七(31才)

松前神明町 妻 伝吉
 松前神明町 娘 うら
 松前神明町 妻 与三吉〔32才〕
 松前神明町 娘 みき
 松前神明町 妻 たき
 〔付箋貼付〕
 「除ク」
 松前枝ヶ崎町 妻 佐兵衛
 松前川原町 妻 喜兵衛
 箱館在銭亀沢村 妻 房治郎
 箱館在銭亀沢村 妻 たま
 羽州石脇 妻 茂助
 羽州石脇 妻 とめ
 庄吉
 〔付箋貼付〕
 「羽州石脇」
 八次郎
 妻まつよ
 羽州塩越 勘蔵
 〔33才〕

◎付箋下
 松前立町 次三郎 妻 さつき

◎付箋下

右之通御座候、以上、
 申十月
 〔付箋貼付〕
 「永住家数 四拾軒
 此人別 百七拾人
 内 男 八拾六人
 女 八拾四人」
 〔35才〕
 右之通御座候、以上、
 申十月

〔付箋貼付〕
 「南木部の部」
 妻 佐之助
 妻 みよ
 〔付箋貼付〕
 「南木部の部」
 妻 嘉四郎
 妻 かめ〔34才〕
 妻 亀之助
 妻 かね
 娘 さく
 南木部の部 妻 嘉四郎
 南木部の部 妻 かめ〔34才〕
 南木部の部 妻 亀之助
 南木部の部 妻 かね
 南木部の部 娘 さく

◎付箋下
 内 男拾五人
 女拾三人

◎付箋下

ヨイチ御場所支配人
 長七〔35才〕
 ◎付箋下
 永住家数 貳拾九軒
 此人別 百拾五人
 内 男 五拾九人
 女 五拾六人

出稼家数人別書上

一、^{〔付箋貼付〕}出稼家数七拾壹軒

此人別 千九十三人

内 男 八百七十九人

女 貳百拾四人

ㄨ (36才)

右之通御座候、以上、

申十月

ヨイチ御場所支配人
長七 (36才)

◎付箋下

出稼家数 七拾六軒

此人別 千貳百三拾人

内 男 九百九拾七人

女 貳百三拾三人

ㄨ

〔B86〕与市御場所諸書上

〔朱筆〕

文久元辛酉年八月二日御安着

勝田伊賀守様御廻浦之砌書上扣

与市御場所諸書上 (1才)

◎半丁白紙 (1才)

与市御場所請負人支配人名前書上

与市御場所請負人
竹屋長左衛門

同支配人
長七 (2才)

右之通御座候、以上、

酉七月廿八日

与市御場所支配人
長七 (2才)

此坪数壹万五千坪

但午年地所割渡未春中庫裏斗取立ニ相成申候、 (37才)

右之通御座候、以上、

申十月

ヨイチ御場所支配人
長七 (37才)

一、新田古田共

但 古田百三拾貳坪

坪数 千三拾坪

内訳

九百八拾五坪

字タク

右者運上家開発場所ニ御座候、 (3才)

四拾五坪

字ヌウチ沢

右者御手作場開発場所ニ御座候、

一、新畑古畑共

但 古畑六千貳百五十三坪

坪数壹万百五拾三坪

内訳

◎半丁白紙 (38才)

◎半丁白紙 (38才)

千七百九拾八坪 上ヨイチ沢

右者運上家開発場所ニ御座候、〔3オ〕

千五百坪 字タク

右者前同断、

式千九百五拾五坪 字ヌウチ沢

右者御手作場開発場所ニ御座候、

式千五拾坪 字ヌウチ沢

右者永住并出稼之者開発場所ニ御座候、〔4オ〕

千式百五拾坪 字ヌウチ沢

右者前同断、

式百坪 字テタリヒラ

右者出稼之者開発場所ニ御座候、

式百坪 字シユマトマリ

右者前同断、

式百坪 字ユウナイ

右者前同断、〔4ウ〕

右之通御座候、以上、
西七月廿八日 与一御場所支配人
長七〔5オ〕

◎半丁白紙〔5ウ〕

与市御場所申年漁業高書上

申年
一、春鯡漁業高

壹万式千式百五拾三石九斗三升壹合九勺式才

内

三千式百八拾八石九斗八升七合式勺式才

此内

運上家
番家
二八役共

積入船々廉訳〔6オ〕

一、百五拾壹石七升八合七勺五才

一、三百四拾八石三斗七升三合式勺式才

一、九百八拾壹石九斗

一、七百五石式斗九升四合

一、四百四拾四石六升

一、四百七拾八石式斗五升式合七勺五才

一、百八拾石式斗八合五勺

一、式百八拾七石式斗五合

一、三千式百七拾壹石式斗八升七合式勺

一、五千四百六石四斗五升式合五勺

申年
一、秋味漁業高

六百石壹斗三升三合三勺式才

右之通御座候、以上、

西七月廿八日

ヨイチ御場所支配人
長七〔7ウ〕

酉年
一、春鯡漁業高
与市御場所春鯡漁業凡高書上

凡 壹万六千五拾六石余〔8オ〕

内

四千五百八拾七石余

壹万四千四百六拾九石余

運上家
番家
二八役共
永住
出稼
弁財買積共〔8ウ〕

与市御場所鯡釜員数書上

一、鯡釜 百式拾六枚

内訳 三拾八枚 運上家、番家々

八拾八枚 出稼中
内当酉年六枚減(9才)

◎9才左上に付箋貼付あり「九十式枚／内当戌年四枚増」

右之通御座候、以上、

西七月廿八日

与市御場所支配人
長七(9才)

与市御場所建網笹網員数書上

一、建網 式拾三投

一、笹網 三投

一、差網凡 六千百拾四放(10才)

右之通御座候、以上、

西七月廿八日

ヨイチ御場所支配人
長七(10才)

ヨイチ御場所御備馬員数書上

一、御備馬 五拾疋

内訳 駒 式拾六疋

牝馬 式拾四疋

内 九疋当酉年出生

×(11才)

右之通御座候、以上、

西七月廿八日

与市御場所支配人
長七(11才)

与市御場所永住家数人別書上

一、^{酉年}永住家数 四拾軒

此人別 百七拾人

内 男 八拾六人
女 八拾四人 (12才)
右之通御座候、以上、
西七月廿八日

与市御場所引越番人書上

与市御場所支配人
長七(12才)

^(付箋貼付)
「松前伝次沢町」

同 第吉

悴 よし

娘 友吉

松前神明町 妻 伝吉

うら

×

松前神明町 妻 与惣吉

みき(13才)

娘 たき

×

松前枝ヶ崎町 妻 佐兵衛

ひな

×(13才)

松前川原町 妻 喜兵衛

すか

×

箱館在銭亀沢村 妻 房次郎

たま

×(14才)

羽州石脇 妻 庄助

とめ

悴 庄吉

羽州石脇 八次郎

妻 まつよ

羽州塩越 勘蔵

妻 かね

娘 さく

〔符箋貼付〕 「除キ」

〔15才〕

南部木の部 佐之助

妻 みよ

内 男 拾貳人〔15才〕

女 拾貳人

ヨイチ御場所支配人 長七〔16才〕

右之通御座候、以上、

西七月廿八日

◎半丁白紙〔16才〕

与市御場所出稼人別書上

一、西年 出稼家数 七拾六軒

此人別 千九拾三人

内 男 八百七十九人〔17才〕

女 貳百十四人

右之通御座候、以上、

与市御場所番人稼人男女人数書上

右之通御座候、以上、

与市御場所番人稼人男女人数書上

与市御場所番人稼人男女人数書上

与市御場所番人稼人男女人数書上

◎付箋下 南部桑畑 嘉四郎 妻 かめ 悴 亀之助

西七月廿八日

◎17才と18才の間、丁欠カ

◎18才に付箋はさみこみあり

「母 ミね」

内 男十一人

女十五人

右之通御座候、以上、

西七月廿八日

◎半丁白紙〔18才〕

与市御場所巳年方致帰化候者書上

与市御場所支配人 長七〔17才〕

丹助

越太郎

権太

勘八

団平〔19才〕

栄蔵

鹿助

鎮次

鯉太郎

竹蔵

知蔵

以上拾壹人〔19才〕

一、申年
番人稼人男女 六拾八人

内 男 五拾七人
女 拾壹人

但右之内越年いたし候者四拾五人

内 男 三拾四人 (20才)
女 拾壹人

右之通御座候、以上、

西七月廿八日

ヨイチ御場所支配人
長七(20ウ)

一、酉年
番人稼人男女 六拾三人

内 男 五十壹人
女 拾貳人

但右之内越年いたし候者五拾五人

内 男 四拾三人 (21才)
女 拾貳人

右之通御座候、以上、

西七月廿八日

与市御場所支配人
長七(21ウ)

一、酉年
土人家数 八拾四軒

人別四百五拾四人 内 男 貳百四拾人
女 貳百十四人

申年

差引 男 増減無御座候 (22才)
女 貳人減

右之通御座候、以上、

西七月廿八日

与市御場所支配人
長七(22ウ)

一、未年
土人家数 八拾四軒

人別四百六十九人 内 男 貳百四十九人 (23才)
女 貳百貳十人

与市御場所土人家数人別書上

一、申年
土人家数 八拾四軒

人別四百五十六人 内 男 貳百四十人
女 貳百十六人

未年

差引 男 九人減 (23ウ)
女 四人減

◎23ウに付箋「百三拾枚」はさみこみあり

与市御場所土人家数人別書上

一、酉年
土人家数 八拾四軒

此人別 四百五拾四人

内 男 貳百四十人
女 貳百十四人

右之通御座候、以上、

西七月廿八日

与市御場所支配人
長七(24ウ)

与市御場所役土人名前書上

私領之節五軒増

私領之節三拾九人減

私領之節五十八人減

私領之節五廿壹人減 (24才)

脇乙名
イタキサン

同
イコンリキ

同
惣小使

小使
メリ

同
イホロク

同
ホウフイ(25才)

小使
サルマ

同
シキメテ

同
土産取
以上七人

同
シカシコレ

同
イソラク

同
チルクモ(25ウ)

〔B87〕与市御場所諸書上扣

戊七月十三日

御組頭栗本瀬兵衛様北地御廻浦之節御手付御定役出役山室精輔様
江差上候書付扣

与市御場所諸書上扣〔1オ〕

同 セハシ
同 ヤマノ
同 フシルシ
同 シホイ

以上七人〔26オ〕

与市御場所支配人
長七〔26ウ〕

右之通御座候、以上、
西七月廿八日

与市御場所支配人
長七〔27オ〕

◎半丁白紙〔27ウ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

与市御場所御備米石数書上

一、御備米 三百俵 但越後米升四斗入

此石 百式拾石〔2オ〕

右之通御座候、以上、

与市御場所支配人
長七〔2ウ〕

一、御備馬 六拾疋
与市御場所御備馬員数書上

内訳

駒 三十式疋

馬 式十八疋

内 十式疋当成年出生〔3オ〕

右之通御座候、以上、

与市御場所支配人
長七〔3ウ〕

御軽物定直段書上

一、大熊膽 壹ツ

壹〆九百文

一、同皮	壹枚	九百文
一、中熊膽	壹ツ	壹〆五百四拾文
一、同皮	壹枚	七百文
一、小熊膽	壹ツ	壹〆百廿文(4才)
一、小熊皮	壹枚	五百六拾文
一、野熊膽	壹ツ	壹〆九百文
一、同皮	壹枚	九百文
一、野熊中膽	壹ツ	壹〆百廿文
一、同皮	壹枚	五百六拾文
一、同小膽	壹ツ	七百文
一、同皮	壹枚	四百廿文(4才)
一、同熊膽	壹ツ	三百五拾文
一、同皮	壹枚	貳百拾文
一、獺皮上	壹枚	百七十五文
一、同中	壹枚	百四十文
一、同下	壹枚	百五文
一、狐皮上	壹枚	百四十文
一、同中	壹枚	百五文
一、同下	壹枚	七十文
一、狸皮上	壹枚	八十七文
一、同中	壹枚	七拾文
一、同下	壹枚	五十三文(5才)
一、ホイヌ皮	壹枚	十七文
右之通御座候、以上、		

与市御場所支配人
長七(6才)

◎半丁白紙(6才)

御役宅坪数書上

一、仮御役宅 壹棟

梁間 八間

桁間 十式間半

此坪数 百坪(7才)

右者古来上ヨイチ運上家修覆仕、御定役様、御同心様、御足輕様三軒二間切御住宅罷在候、

右之通御座候、以上、

与市御場所支配人
長七(7才)

小兒土人江木綿着類御手宛ニ被下置書上

一、五拾六貫八百貳拾三文

内訳

貳拾五貫貳百文

二十四〆三百文

六〆五百七十三文

七百五拾文

右之通御座候、以上、

与市御場所支配人
長七(8才)

中染木綿十八反

伸千草木綿十八反

判綿 百十六枚(8才)

紺木綿糸壹わト五操(雜)

御役々様江売上直段書上

一、玄米	壺升二付	七十文	一、油紙	壺枚二付	十五文
一、糎	壺升二付	七十文	一、青糸	壺尺二付	貳文
一、越後酒	壺升二付	貳百文	一、大丸墨	壺挺二付	大百六十文 中百文 小六十文
一、濁酒	壺升二付	八十文	一、白木綿	壺反二付	並壺×三百文 次壺貫文
一、白米	壺升二付	八十五文 <small>(9オ)</small>	一、両面染	壺反二付	上壺×七 中壺×五 次壺×三 百文 <small>(11オ)</small>
一、糯米	壺升二付	百文	一、無二膏	壺貝二付	十五文
一、小豆	壺升二付	九十文	一、蠟燭	六十文二付	大貳拾四目 中貳拾貳目 小三六朱目
一、大豆	壺升二付	七十文	一、のし立釘	壺わ二付	七十文
一、塩	壺俵二付	八百五十文	一、小坂付	壺わ二付	百文
一、味噌	三貫匁二付	六百文	一、大坂付	壺わ二付	百三十文
一、醤油	壺升二付	百八十文	一、並三寸釘	壺わ二付	貳百三拾文 <small>(11ウ)</small>
一、酢	壺升二付	百拾文 <small>(9ウ)</small>	一、本三寸釘	壺わ二付	三百拾文
一、半紙	壺状二付	上三十八文 中貳十八文	一、並四寸同	壺わ二付	四百八十文
一、岩国紙	壺状二付	五十三文	一、本同	壺わ二付	五百八十文
一、奉書紙	壺状二付	中六百文 下四百五十文	一、並五寸同	壺わ二付	八百文
一、美濃紙	壺状二付	貳百五十文	一、本同	壺わ二付	壺貫文
一、粘入紙	壺状二付	貳百文	一、白砂糖	壺斤二付	上五百三十文 中四百十文
一、薄口紙	壺状二付	貳百三拾文	一、玉砂糖	壺斤二付	貳百文 <small>(12オ)</small>
一、半切紙	千枚二付	上貳×三百文 並貳貫文 中五百五十文 下四百五十文	一、歌ヶ谷	壺本二付	百八十文
一、西の内紙	壺状二付	十七文	一、政所	壺斤二付	三百五十文
一、塵紙	壺状二付	上五十文 中四十文	一、沓見薙	壺東二付	八百五十文
一、角兵衛筆	壺本二付	五十文	一、尺長同	壺東二付	六百五十文
一、朱巻筆	壺本二付	百文	一、上々同	壺東二付	四百八十文
一、阿波粉	壺本二付	四十五文	一、越中同	壺東二付	四百五十文
一、初かむり	壺本二付	四十五文 <small>(10ウ)</small>	一、中間繩	壺わ二付	四百五十文 <small>(12ウ)</small>
一、白菊	壺本二付	四十五文			
一、切元詰 <small>(魁)</small>	壺わ二付	四十五文			

一、坂田縄	五拾わ二付	三百文	一、単物	壹枚二付	壹×百文 <small>方</small> 壹×七百文 <small>迄</small> 〔15才〕
一、豆腐	壹丁二付	貳十四文	一、差足袋	壹足二付	五百六拾文
一、こんにやく	壹丁二付	十五文	一、茂尻合羽	壹枚二付	貳×貳百文
一、相対人足	壹人二付	貳百五十文	一、手拭	壹筋二付	百四十文
一、草履	壹足二付	十四文	一、手懸	壹足二付	五百六十文
一、種油	壹升二付	五百文	一、木綿針	八本二付	七十文
一、草鞋	壹足二付	十四文〔13才〕	一、皮針	貳本二付	七十文
右之通御座候、以上、		与市御場所支配人 長七〔13才〕	一、永代張鐘	壹本二付	百四十文〔15才〕
			一、火打	壹枚二付	七十文
			一、間切		
			内訳		
土人江壳渡直段書上			極大切壹枚二付		百四十文
一、玄米	壹升二付	七十文	大間切	同	百五文
一、清酒	壹升二付	百四十文	中同	同	七十文
一、糶	壹升二付	百四十文	小同	同	三十五文
一、濁酒	壹升二付	七十文	一、鯖刺	壹枚二付	七十文〔16才〕
一、地廻煙草	壹わ二付	百四十文〔14才〕	一、田代	壹枚二付	五百六十文
一、ホロキ	壹匁二付	七十文	一、山刀	壹挺二付	五百六十文
一、白木綿	六尺三寸二付	百四十文	一、鐮	壹挺二付	五百六十文
一、紺木綿	五尺二付	百四十文	一、鎌	壹挺二付	百四十文
一、染木綿	五尺二付	百四十文	一、鮑ヤス		
一、古手			内訳		
内訳			大ヤス壹丁二付		五百六十文
上古手壹枚二付		四貫文 <small>方</small> 三×九百文 <small>迄</small> 〔14才〕	中同 壹丁二付		四百廿文〔16才〕
中同		貳×八百文 <small>方</small> 三×四百文 <small>迄</small>	小同 壹丁二付		貳百八十文
下同		壹×七百文 <small>方</small> 貳×百文 <small>迄</small>	一、鍋		
一、紺白かんな	十六搦 <small>二而</small> 〔 <small>繰</small> 〕	七十文	内訳		
一、能代裂織	壹枚二付	壹×百文 <small>方</small> 壹×四百文 <small>迄</small>	壹升焚		五百六十文
			壹升五合焚		七百文

- 一、外割鯿 八束二付 五百六拾文
 - 一、鯿 拾束二付 五百六拾文
 - 一、干鱈 四束二付 五百六拾文〔22才〕
 - 一、干白子 壹樽二付 百四十文
 - 一、干数子 壹樽二付 百四十文
 - 一、笹目 廿一×匆二付 五百六十文
 - 一、秋味 貳束半二付 五百六十文
- 右之通御座候、以上、
- ヨイチ御場所支配人
長七〔22ウ〕

戌年
与市御場所土人家数人別書上

- 一、土人家数 八拾四軒 私領之節ち五軒増
 - 此人別 四百三拾九人 私領之節ち五十四人減
 - 内訳 男 貳百廿七人 私領之節ち三十一人減
 - 女 貳百十式人 私領之節ち十三人減〔23才〕
- 右之通御座候、以上、
- 与市ヨイチ御場所支配人
長七〔23ウ〕

与市御場所役土人名前書上

- 脇乙名 イタキサン
- 同 イコンリキ
- 惣小使 メリ
- 小使 イホロク
- 同 ホウホイ
- 同 サルマ
- 同 シキメテ〔24才〕
- 以上七人

右之通御座候、以上、

◎25ウ抹消墨線あり

与市御場所老土人名前書上

- 巳年種痘土人人別書上
- 一、種痘土人 四百貳拾八人
- 内訳

- 男 貳百四十四人
 - 女 百八十四人〔26才〕
- 右之通御座候、以上、

- 土産取 シカシコレ
- 同 イソラク
- 同 チルクモ
- 同 セハシ
- 同 ヤマノ〔24ウ〕
- 同 ヲシルシ
- 同 シホイ
- 以上七人

与市御場所支配人
長七〔25才〕

- 脇乙名 イタキサン
- 惣小使 メリ
- 小使 ホウフイ
- 同 同七十才
- 同 同六十四才〔25ウ〕

与市御場所支配人
長七〔26ウ〕

与市御場所引越番人名前書上

松前（尾）博治（尾）沢町 妻 第吉
 倅 よし
 妹 友吉
 さの
 松前（尾）神明町 母 伝吉
 妻 とめ
 娘 うら
 弟 はき
 直太郎
 松前（尾）神明町 母 与惣吉（27ウ）
 妻 ミね
 娘 みき
 たき
 松前（尾）枝ヶ崎町 妻 佐兵衛
 ひな
 松前（尾）川原町 妻 喜兵衛
 すが
 箱館在（尾）銭亀沢町 房次郎
 妻 たま
（28ウ）

右之通御座候、以上、

◎半丁白紙（30ウ）

与市御場所永住家数人別書上
 一、（尾）永住家数 四拾三軒
 此人別百九拾五人

内 男 百五人
 女 九拾人（31オ）
 右之通御座候、以上、

与市御場所出稼家数人別書上

与市御場所支配人
 長七（31ウ）

羽州石脇 妻 八治郎
 まつよ
 羽州塩越（尾） 妻 勘蔵
 かね
 娘 さく
 南部木（尾）の部 妻 佐之助
 みよ
（29オ）
（尾） 内 男 拾壹人
 女 拾五人（29ウ）
 与市御場所支配人
 長七（30オ）

一、^{戊年}出稼家数 八拾軒

此人別千六百六拾七人

内 男 九百十八人

女 貳百四拾九人〔32オ〕

右之通御座候、以上、

与市御場所支配人
長七〔32ウ〕

寺名書上

一、^{ヌウチ沢}寺号宝隆寺 但東地白善光寺末

浄土宗

間口 百五十間 但寺地墾開地共

奥行 百間

此坪数壹万五千坪〔33オ〕

但午年地所割渡未春中鹿裏斗取立ニ相成申候、

文久元酉年本堂取建ニ相成申候、

右之通御座候、以上、

与市御場所支配人
長七〔33ウ〕

◎半丁白紙〔34オ〕

◎半丁白紙〔34ウ〕

〔B88〕与市御場所諸書上

〔朱筆〕
御組頭栗本瀬兵衛様北地^方御帰り御廻浦ニ付昨年
御目付山口勘兵衛様江差上候書上之振合を以取調置候趣被仰付候
ニ付認置候得共書上者不用ニ相成候

与市御場所諸書上〔1オ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

与市御場所御運上金書上

一、金五百六拾六両貳分永百六拾文

一、金百八拾両

右之通御座候、以上、

亥七月

ヨイチ御場処支配人
長七〔印〕〔2ウ〕

与市御場所御備金書上

一、御備金 貳拾五両〔3オ〕

右之通御座候、以上、

亥七月

ヨイチ御場処支配人
長七〔印〕〔3ウ〕

与市御場所御備米石数書上

一、御備米 三百俵

此石 百貳拾石〔4オ〕

右之通御座候、以上、

亥七月

ヨイチ御場処支配人
長七〔印〕〔4ウ〕

但越後米四斗入

与市御場所御備馬員数書上

- 一、御備馬 六拾五疋
- 内訳 駒 三拾三疋
- 馬 三拾貳疋

内拾三疋当亥年出生〔5オ〕

右之通御座候、以上、

亥七月

ヨイチ御場処支配人
長七〔印〕〔5ウ〕

与市御場所岩内越里数地名書上

- 一、ヲシヨロ境フンコへ崎方 沓里拾六丁
- 一、モイレ運上家造 沓里拾三丁
- 一、モイレ運上家方
- 一、ヌウチ沢方 沓里〔6オ〕
- 一、トワフニ改蔵生造
- 一、蔵生方
- 一、ナヲサニ造 沓里
- 一、ナヲサニ方
- 一、ルイケメツ造 沓里
- 一、ルイケメツ方
- 一、屋須川造 沓里〔6ウ〕
- 一、屋須川方
- 一、ルヘシへ造 沓里〔6ウ〕
- 一、ルヘシへ方
- 一、岩内境稲穂峠造
- 一、ヲシヨロ境フンコへ崎方
- 一、岩内境稲穂峠造
- 一、合里数八里廿九丁〔7オ〕

右之通御座候、以上、

亥七月

ヨイチ御場処支配人
長七〔印〕〔7ウ〕

与市御場所フルヒラ山道越里数地名書上

- 一、ヲシヨロ境フンコへ崎方 沓里拾六丁
- 一、モイレ運上家造 沓里
- 一、モイレ運上家方
- 一、ヤマウス造 沓里〔8オ〕
- 一、ヤマウス方
- 一、ヲタンコシ山中造 沓里
- 一、ヲタンコシ山中方
- 一、テタリヒラ造 沓里
- 一、テタリヒラ方

一、テタリヒラ方 沓里

一、シユマトマリ造 沓里

一、ユウナイ造 沓里

一、ユウナイ方

一、フルヒラ境チャラツナイ造

一、フルヒラ境フンコへ崎方

一、フルヒラ境チャラツナイ造

一、フルヒラ境フンコへ崎方

一、フルヒラ境チャラツナイ造

一、フルヒラ境フンコへ崎方

一、モイレ運上家造

一、モイレ運上家方

一、シリハ崎造

一、シリハ崎方

一、ヲタンコシ造

一、ヲタンコシ方

一、テタリヒラ造

一、テタリヒラ方

一、シユマトマリ造

一、シユマトマリ方

一、ユウナイ造

一、ユウナイ方

一、フルヒラ境チャラツナイ造

一、フルヒラ境フンコへ崎方

一、フルヒラ境チャラツナイ造

一、フルヒラ境フンコへ崎方

一、フルヒラ境チャラツナイ造

一、フルヒラ境フンコへ崎方

一、フルヒラ境チャラツナイ造

一、フルヒラ境フンコへ崎方

◎半丁白紙〔9ウ〕

与市御場所海岸里数地名書上

- 一、ヲシヨロ境フンコへ崎方 沓里拾六丁
- 一、モイレ運上家造 三拾壹丁
- 一、モイレ運上家方
- 一、シリハ崎造 拾七丁〔10ウ〕
- 一、シリハ崎方
- 一、ヲタンコシ造 式拾丁
- 一、ヲタンコシ方
- 一、テタリヒラ造 拾八丁
- 一、テタリヒラ方
- 一、シユマトマリ造 拾八丁
- 一、シユマトマリ方
- 一、ユウナイ造 六丁〔10ウ〕
- 一、ユウナイ方
- 一、フルヒラ境チャラツナイ造
- 一、フルヒラ境フンコへ崎方
- 一、フルヒラ境チャラツナイ造
- 一、フルヒラ境フンコへ崎方
- 一、合里数四里拾八丁

右之通御座候、以上、

亥七月

ヨイチ御場処支配人
長七〔印〕〔11オ〕

◎半丁白紙〔11ウ〕

フルヒラ越山道御小休所御屋所

- 一、運上家方 式里
- 一、ヲタンコシ山中御小休所造 沓里
- 一、ヲタンコシ山中御小休所方
- 一、テタリヒラ番家御小休所造
- 一、テタリヒラ番家御小休所方
- 一、シユマトマリ番家御屋所造 沓里〔12オ〕
- 一、シユマトマリ番家御屋所方

- 一、シユマトマリ御屋所お 壹里
- 一、ユウナイ番家御小休所お 拾六丁
- 一、ユウナイ御小休所お
- フルヒラ境チヤラツナイ峠御小休所お
- 合里数五里拾六丁〔12ウ〕

右之通御座候、以上、
 亥七月
 ヨイチ御場処支配人
 長七(印)〔13オ〕

◎半丁白紙〔13ウ〕

岩内越山道御小休所御屋所御泊所

- 一、運上家お 壹里廿七丁
- 一、ヌウチ峠飯御小休所お 廿式丁
- 一、ヌウチ峠飯御小休所お 壹里拾丁〔14オ〕
- 一、トワフニ改蔵生御小休所お 壹里
- 一、蔵生御小休所お 三拾三丁
- 一、シカリヘツ御屋所お 壹里
- 一、シカリヘツ御屋所お
- 一、屋須川峠御小休所お
- 一、屋須川峠御小休所お
- 一、屋須川峠御小休所お
- 一、同平地御小休所お
- 一、屋須川平地御小休所お
- 一、ルヘシへ通行家御泊所お 式拾九丁〔14ウ〕
- 一、岩内境稲穂峠お
- 合里数七里拾三丁

右之通御座候、以上、
 亥七月
 ヨイチ御場処支配人
 長七(印)〔15オ〕

◎半丁白紙〔15ウ〕

与市御場所土人家数人別書上

- 字川 一、土人家数 拾七軒
- 字川向 一、土人家数 拾七軒
- 人別六拾八人内 男三拾式人
女三拾六人
- 人別百人 内 男五拾三人〔16オ〕
女四拾七人

- 字ハルトロ 一、土人家数 拾軒
- 一、ユウナイ 人別四拾式人内 男廿三人
女拾九人
- 一、土人家数 拾式軒
- 一、ヌウチ 人別六拾人 内 男三拾人
女三拾人〔16ウ〕
- 一、土人家数 五軒
- 一、ヌウチ 人別式拾壹人内 男七人
女七人
- 一、土人家数 拾壹軒
- 一、シユマトマリ 人別五拾五人内 男三拾壹人〔17オ〕
女廿四人
- 一、土人家数 七軒
- 一、ユウナイ 人別三拾四人内 男拾七人
女拾七人
- 一、土人家数 五軒
- 一、土人家数 人別拾壹人 内 男六人〔17ウ〕
女五人
- 惣人数 八拾四軒
- 惣人別 三百九拾壹人
- 内 男貳百六人〔18オ〕
女百八拾五人

右之通御座候、以上、
 亥七月
 与市御場所役土人名前書上

- 脇乙名
- イタキサン
- 同
- イコンリキ
- 惣小使
- メリ
- 小使
- イホロク
- 同
- ホウファイ〔19オ〕
- 小使
- サルマ
- 同
- シキメテ
- 以上七人
- ヨイチ御場処支配人
長七(印)〔18ウ〕

与市御場所鯉釜員数書上

一、鯉釜 百三拾三枚

内訳 三拾八枚 運上家
番家々

九拾五枚 出稼中

内当亥年三枚増〔27オ〕

右之通御座候、以上、

亥七月

ヨイチ御場処支配人
長七(印)〔27ウ〕

与市御場処巳年〆酉年迄新古田畑坪数書上

一、新田古田共 但 古田 百三拾貳坪
新田 八百九拾八坪

坪数千三拾坪

内訳 九百八拾五坪

右者運上家開発場所ニ御座候、〔28オ〕

四拾五坪 字ヌウチ沢

右者御手作場開発場処ニ御座候、

一、新畑古畑共 但 古畑六千貳百五拾三坪
新畑三千九百坪

坪数壹万七百五拾三坪

内訳 千七百九拾八坪 上ヨイチ沢

右者運上家開発場処ニ御座候、〔28ウ〕

千五百坪 字タク

右者前同断

貳千九百五拾五坪 字ヌウチ沢

右者御手作場開発場処ニ御座候、

貳千五拾坪 字ヌウチ沢

右者永住并出稼之者開発場処ニ御座候、〔29オ〕

千貳百五拾坪 字ヌウチ沢

右者前同断

貳百坪 字テタリヒラ

右者出稼之者開発場所ニ御座候、

貳百坪 字シユマトマリ

右者前同断

貳百坪 字ユウナイ

右者前同断〔29ウ〕

右之通御座候、以上、

亥七月

ヨイチ御場処支配人
長七(印)〔30オ〕

◎半丁白紙〔30ウ〕

与市御場所番人稼人男女人数書上

一、^{亥年}番人稼人男女 六拾四人

内 男四拾九人
女拾五人

但右之内越年致候者四拾三人

内 男貳拾八人〔31オ〕
女拾五人

右之通御座候、以上、

ヨイチ御場処支配人
長七(印)〔31ウ〕

与市御場所番人稼人男女人数書上

一、^{戌年}番人稼人男女 七拾人

内 男五拾五人
女拾五人

但右之内越年致候者六拾貳人

内 男四拾七人〔32オ〕
女拾五人

右之通御座候、以上、

亥七月

ヨイチ御場処支配人
長七(印)〔32ウ〕

与市御場所引越番人名前書上

松前伝治沢町 第吉 妻 よし 倅 友吉 妹 さの
 松前神明町 伝吉 母 とめ 妻 うら 娘 はき 弟 直太郎
 松前神明町 与惣吉 母 みね(33ウ) 妻 みき 娘 たき
 松前枝ヶ崎町 佐兵衛 妻 ひな
 松前川原町 喜兵衛(34オ) 妻 すか 娘 みよ
 松前大松前町 茂右衛門 妻 しけ

右之通御座候、以上、
亥七月

亥年 与市御場所永住家数人別書上
一、永住家数 四拾四軒

此人別百六拾八人
内 男八拾七人 (36オ)
女八拾壹人
右之通御座候、以上、
亥七月

亥年 与市御場所出稼人別書上
一、出稼家数 七拾八軒

此人別千九拾三人
内 男八百九拾九人 (37オ)
女貳百三人
右之通御座候、以上、
亥七月

松前川原町 岩吉 妻 なを
 箱館在大野村 常蔵 妻 しゆん 倅 甚作 娘 たみ
 内 男拾壹人 (35オ)
女拾五人

ヨイチ御場処支配人
長七(印) (35ウ)

ヨイチ御場処支配人
長七(印) (36ウ)

ヨイチ御場所支配人
長七(印) (37ウ)

与市御場所土人家数人別書上

私領之節⁵
五軒増

戊年
人別四百五拾四人内
男式百四拾人
女式百拾四人 (46才)

一、土人家数 八拾四軒
此人別三百九拾壹人
私領之節⁵
百貳人減

一、土人家数 八拾四軒
人別四百三拾九人内
男式百廿八人
女式百拾壹人

内訳 男 貳百六人
女 百八拾五人
私領之節⁵
五拾貳人減

酉年⁵
差引 男拾貳人減 (46才)
女三人減

右之通御座候、以上、

ヨイチ御場処支配人

一、土人家数 八拾四軒

亥七月

長七(印) (43才)

人別三百九拾壹人内
男式百六人
女百八拾五人

与市御場所巳年⁵致帰化候者書上

丹助

右之通御座候、以上、

越太郎

亥七月

権太

◎半丁白紙 (48才)

勘八

◎半丁白紙 (48才)

団平 (44才)

◎半丁白紙 (48才)

栄蔵

◎半丁白紙 (48才)

鹿助

鎮次

鯉太郎

知蔵

以上拾人 (44才)

右之通御座候、以上、

亥七月

ヨイチ御場処支配人
長七(印) (45才)

◎半丁白紙 (45才)

与市御場所土人家数人別書上

一、土人家数 八拾四軒

一、土人家数 八拾四軒

ヨイチ御場処支配人
長七(印) (47才)

史料解題

〔B79〕堀様御廻浦之節御手付加藤善太郎様江書上候

安政四年(一八五七)に蝦夷地を巡視した箱館奉行・堀織部正(利熙)一行へヨイチ場所支配人長七・運上家が提出した書類の写し三冊をこよりで一綴りにしたものである。三冊の内容は以下の(一)～(三)のとおりである。

(一)堀様御廻浦之節御手付加藤善太郎様江書上候

巳閏五月付けの「覚」一通である。「覚」の内容は、「蝦夷人」の家数・人別、「鯡取出稼人」の家数・人別、「辰年出高」(秋味鮭)、「当巳年運上家分」(鯡漁)、「同浜方」(鯡漁)の石数の書上である。

(二)堀様御廻浦之節御用人郷昌作様江差上候書付

「覚」と「ヨイチ御場所境字里数」の二通の書上を収める。「覚」は「蝦夷人」の家数・人別、「当巳年分」「鯡取出稼人」の家数・人別、「昨辰年分」「越年出稼人」の人数の書上である。

(三)里数小名出稼書上

堀織部がヨイチ領山道越で止宿の際に御用人郷昌作へ提出した書上三通を収める。三通は、ヨイチ場所の「役蝦夷人」八名の名前と「蝦夷人」の家数・人別を書き上げた「覚」、「ヨイチ御場所境字里数書」、「ヨイチ御場所山道表里数」である。

〔B80〕御組頭安間純之進様東西蝦夷地御廻浦被遊御手附御調役下役増井市蔵

様江右廉々書閉込吉冊書上

安政四年(一八五七)に蝦夷地を巡視し、ヨイチ場所を訪れた箱館奉行支配組頭・安間純之進一行(下役増井市蔵)に対し、ヨイチ運上家が提出した書上の写しを綴ったものである。資料は鉛筆で「11」、「7」との書き込みのある二つの綴りが紙縫で一つにまとまっているが、順序に違いがある。正しい順序に並び替えると、まず(一)〔一綴目(11号)〕の一丁目(1オ・1ウ)の次

は(二)〔二綴目(7号)〕となる。(二)は16ウと17オの間に前後関係の合わない一丁(別丁)を綴じ込んでいるが、これは(二)の末尾に続く丁である。そして(二)の別丁の次は(一)の二丁目に続き、(一)の4ウで終わるという順序である。正しい順序に並び替えた後の、本資料に収録されている書上の表題は「表2」のとおりとなる。

なお、林梅家資料B80とB81は掲載順に相違があれども、書上の収録件数とともに二三件であり、どちらも安間純之進一行へ提出した書上の写し、または控えと考えられる。

一方、『余市町史 第一巻・資料編』は、「安間純之進東西蝦夷地廻浦の節請取調書上」と題する古文書を掲載し、本資料に類似の書上を収録する^③。

表2 林梅家資料B80収録の書上

番号	名称
1	役土人名前書上
2	御軽物直段附書上
3	御備米石数書上
4	ヨイチ御場所境方境込地名里数
5	新道切開フルヒウ境込御通行御小休所里数書上
6	新道切開ヨイチイワナ井山境込御通行休泊里数書上
7	支配人并番人稼方給料書上
8	役土人并雇土人給料書上
9	御通行御用状継立人足并日々雇土人介抱
10	土人方産物買入直段書上
11	材木津出し場書上
12	出産物書上
13	ヨイチ御場所出産物見込書上
14	御役々諸品売上定直段書上
15	漁場々所并人数書上
16	土人家数人別書上
17	役土人新規御取立并役替退役之節運上家方遺品書上
18	土人共年中運上家方手当書上
19	鰥寡孤独之もの并老人江手当遣し品書上
20	土人出生死亡之節運上家方手当
21	役土人并平土人江ラムシヤ仕候節運上家方遣し品書上
22	諸品土人売物直段書上
23	請負人方年々惣土人江為土産差遣ス品書上

〔B81〕御組頭安間純之進様東西蝦夷地御廻浦之硯書上廉々

安政四年(一八五七)に蝦夷地を巡視し、ヨイチ場所を訪れた箱館奉行支配組頭・安間純之進一行(下役増井市蔵)に対し、ヨイチ運上家が提出した書上の写しを綴ったものである。二冊を紙縫で一つに綴っている。

内容は林梅家資料B80とほぼ同じであるが、書上の掲載順に相違がある。収録する書上の表題は「表3」のとおりである。

表3 林栴家資料B81収録の書上

番号	名称
1	役土人名前書上
2	御軽物直段附書上
3	御備米石数書上
4	ヨイチ御場所境々境込海岸地名并里数書上
5	新道切開フルヒラ境込御通行御小休所里数書上
6	新道切開ヨイチイワナイ山境込御通行休泊里数書上
7	支配人并番人稼方給料書上
8	土人々産物買入直段書上
9	御役々諸品売上定直段書上
10	土人家数人別書上
11	諸品土人売物直段書上
12	請負人々年々惣土人〔江〕為産〔土産〕差遣し品書上
13	役土人并雇土人給料書上
14	御通行御用帖継立人足并日々雇土人介抱書上
15	材木津出し場書上
16	出産物書上
17	ヨイチ御場所出産物見込書上
18	漁場ヶ所并人数書上
19	役土人新規御取立并役替退役之節運上家々遺品書上
20	土人共江年中運上家々手当書上
21	鰥寡孤独之者并老人江手当遣し品書上
22	土人出生死亡有之候節運上家々手当
23	役土人并平土人江ヲムシヤ仕候節運上家々遣し品書上

※番号1～12の12通が1冊目、番号13～23の11通が2冊目。

〔B82〕 御組頭安間純之進様東西蝦夷地御廻浦被遊同月十七日晚当所御止宿之

砌御手附御調役下役増井市蔵様御列座ニ而御申渡書 七廉閉込

安政四年（一八五七）に蝦夷地を巡視し、十月十七日にヨイチで止宿した箱館奉行支配組頭・安間純之進一行（下役増井市蔵）からの申渡書に対して提出した請書の写しを書き留めた冊子である。冊子は（一）〔表紙〕、（二）〔田畑開発請証文ほか〕、（三）廻浦ニ付請証文、（四）馬飼方請証文、（五）請証文の五冊一綴であるが、（二）に三通の請証文と「役土人共江申渡」、（三）～（五）に各一通の請証文で、全部で「七廉」となっている。「七廉」の内訳は、①田畑開発請証文、②諸産物請証文、③願筋之儀請証文、④役土人共江申渡、⑤廻浦ニ付請証文、⑥馬飼方請証文、⑦請証文、である。

なお、『余市町史 第一巻・資料編』は、「安間純之進東西蝦夷地廻浦の節請取調書上」と題する古文書を掲載し、本資料に類似の証文を収録する④。

〔B83〕 安政四丁巳年十月十八日當場御止宿ソウヤ御詰御調役下役元々梨本弥五郎様箱館表江御交替御帰登被遊候節書上向廉々

安政四年（一八五七）十月十八日、ソウヤ詰の務めを終え、箱館へ引き上げる途中にヨイチで止宿した箱館奉行所の調役下役元々梨本弥五郎に対し提出した書上の写しを書き留めた冊子である。収録する書上は、①ヨイチ場所土人附自分畑地、②ヨイチ場所越年出嫁之者畑地開発人、③ヨイチ場所当巳年田畑ヶ所熟不熟取調書、④ヨイチ場所フルヒラ越山道新開取調書、⑤ヨイチ場所所岩内山道新開取調書の五件であり、すべて巳十月付けで、差出所はヨイチ詰下役平嶋庄一郎となっている。

なお、『余市町史 第一巻・資料編』は、「安政三年上知御用向伺／安政四年梨本弥五郎交替之折書上」と題する古文書を掲載し、本資料に類似の書上を収録する⑤。

〔B84〕 (ヨイチ場所諸書上)

ヨイチ場所の支配人長七が未（安政六年）十月付けで提出した書上六通の写しを書き留めた冊子である。六通の内訳は①覚（ヨイチ場所老土人名前書上）、②与市御場所午年漁業高書上、③覚（ヨイチ場所永住家数人別書上）、④覚（ヨイチ場所越年家数人別書上）、⑤手跡土人名前書上、⑥覚（ヨイチ場所役土人名前書上）である。

「手跡」とは「手跡稽古」のことで、「手跡土人」とは日本語の字の手習をさせた「帰俗土人」（和風化したアイヌ、主にアイヌ有力者）子弟のことである。北海道立図書館所蔵の林家文書のなかに、「鹿助（ヨイチ平土人丹助弟）」ほか十九人に対し「其方共儀、手跡稽古出精いたす趣ニ付、半紙百枚、墨耆挺ツ、被下之、猶此上出精いたすへし」との申（万延元年）六月付けの文書がある⑥。『余市町史 第一巻・資料編』は、この文書に類似の文書を掲載し、「宝隆寺においてセカチ達を集めて、手習をさせた」と記す⑦。

〔B85〕 与市御場所諸書上

万延元年（一八六〇）に蝦夷地を巡視し、ヨイチ場所を訪れた箱館奉行支配

組頭・河津三郎太郎一行に対しヨイチ運上家が提出した書上の写しを書き留めた冊子である。収録する書上の表題は「表4」のとおりである。

〔B86〕与市御場所諸書上

文久元年(一八六一)に蝦夷地を巡視し、ヨイチ場所を訪れた箱館奉行・勝田伊賀守一行に対しヨイチ運上家が提出した書上の写しを書き留めた冊子である。勝田は八月二日にヨイチに到着している。書上は酉七月廿八日付けである。収録する書上の表題は「表5」のとおりである。22丁と23丁は綴りの順序が逆と推測される。

なお、余市水産博物館所蔵の林家文書Ⅲ・124もほぼ同内容の書上を含むが、本資料とは掲載順序に相違がある。また、余市所蔵本は別冊(別丁)二件(書上四通)を末尾に収録している。

〔B87〕与市御場所諸書上扣

文久二年(一八六二)に北蝦夷地巡視のため、ヨイチ場所を訪れた箱館奉行

表4 林柁家資料B85収録の書上

番号	名称
1	御備米書上
2	御備馬書上
3	御軽物定直段書上
4	御役宅坪数書上
5	御雇足軽名前書上
6	小兒土人江木綿着類御手当ニ被下置候書上
7	御役々様江売上直段書上
8	土人江売渡直段書上
9	春鯉漁業積入高書上
10	土人産物買入直段書上
11	土人家数人別書上
12	役土人名前書上
13	巳年種痘土人別書上
14	土人死亡書上
15	土人出生書上
16	引越番人名前書上
17	永住家数人別書上
18	出稼家数人別書上
19	寺名書上

表5 林柁家資料B86収録の書上

番号	名称
1	与市御場所請負人支配人名前書上
2	与市御場所巳年与酉年込新古田畑坪数書上
3	与市御場所申年漁業高書上
4	与市御場所春鯉漁業凡高書上
5	与市御場所鯉釜員数書上
6	与市御場所建網籠網員数書上
7	ヨイチ御場所御備馬員数書上
8	与市御場所永住家数人別書上
9	与市御場所引越番人書上
10	与市御場所出稼人別書上
11	与市御場所巳年与致帰化候者書上
12	与市御場所番人稼人男女人数書上(申年)
13	与市御場所番人稼人男女人数書上(酉年)
14	与市御場所土人家数人別書上〔未・申・酉の三年分〕
15	与市御場所土人家数人別書上〔酉年一年分、「私領之節」よりの増減付き〕
16	与市御場所役土人名前書上

表6 林柁家資料B87収録の書上

番号	名称
1	与市御場所御備米石数書上
2	与市御場所御備馬員数書上
3	御軽物定直段書上
4	御役宅坪数書上
5	小兒土人江木綿着類御手宛ニ被下置書上
6	御役々様江売上直段書上
7	土人江売渡直段書上
8	与市御場所鯉漁業是積入書上
9	土人産物買入直段書上
10	与市御場所土人家数人別書上
11	与市御場所役土人名前書上
12	与市御場所老土人名前書上
13	巳年種痘土人別書上
14	与市御場所引越番人名前書上
15	与市御場所永住家数人別書上
16	与市御場所出稼家数人別書上
17	寺名書上

支配組頭・栗本瀬兵衛一行の御手付御定役出役山室精輔に対しヨイチ運上家が提出した書上の写しを書き留めた冊子である。収録する書上の表題は「表6」のとおりである。

なお、『余市町史 第一巻・資料編』は、「与市御場所諸書上 扣」と題する古文書を掲載し、本資料に類似の書上を収録する⁸⁾。書上の収録件数・掲載順も同じである。

〔B88〕与市御場所諸書上

文久二年(一八六二)に北蝦夷地で越年し、翌年箱館へ引き上げるためヨイチを訪れた箱館奉行支配組頭・栗本瀬兵衛に対し、ヨイチ場所の概況を報告するために作成された冊子である。資料冒頭の朱筆にあるように、本資料は一行への提出を目的に作成されたものであったが、提出不要となり、そのままヨイチで保管されたと思われる書上の原本である。本資料は少々厚手の上質な紙を使用しており、また収録されている各書上の差出所であるヨイチ場所支配人長七に押印がある。収録する書上の表題は「表7」のとおりである。

註

- (1) 北海道開拓記念館『林家資料目録(北海道開拓記念館一括資料目録第三八集)』(北海道開拓記念館、二〇〇九年)。
- (2) 東俊佑・三浦泰之・ちやれんが古文書クラブ「北海道博物館所蔵の林梅家資料(一)―林家請負初期関係資料―」、『北海道博物館研究紀要』第七号、二〇二二年)。
- (3) 余市町総務課余市町史編集室編『余市町史 第一巻・資料編一』(余市町、一九八五年)の二三七〜三三六頁の番号I・51の古文書のなかの番号「一」から「三三」が該当している。
- (4) 前掲(3)の二三七〜三三六頁の番号I・51の古文書のなかの番号「一」から「七」が該当している。
- (5) 前掲(3)の二九五〜二三〇三頁の番号I・47の古文書のなかのいくつかがそれに該当している。①は「二一四」、②は「二一五」、③は「二一一」、④は「二一二」、⑤は「二一三」が該当する。
- (6) 北海道立図書館所蔵の林家文書I-34-13。
- (7) 前掲(3)の八三八頁。
- (8) 前掲(3)の一六三〇〜一六四二頁の番号I・60の古文書がそれに該当する。

表7 林梅家資料B88収録の書上

番号	名称
1	与市御場所御運上金書上
2	与市御場所御備金書上
3	与市御場所御備米石数書上
4	与市御場所御備馬員数書上
5	与市御場所岩内越里数地名書上
6	与市御場所フルヒラ山道越里数地名書上
7	与市御場所海岸里数地名書上
8	フルヒラ越山道御小休所御昼所
9	岩内越山道御小休所御昼所御泊所
10	与市御場所土人家数人別書上
11	与市御場所役土人名前書上
12	与市御場所請負人支配人名前書上
13	与市御場所戊午漁業高書上
14	与市御場所建網罟網員数書上
15	与市御場所鯡釜員数書上
16	与市御場所巳年と酉年追新古田畑坪数書上
17	与市御場所番人隊人男女人数書上
18	与市御場所番人隊人男女人数書上
19	与市御場所引越番人名前書上
20	与市御場所永住家数人別書上
21	与市御場所出稼人別書上
22	与市御場所老土人名前書上
23	与市御場所長病土人名前書上
24	与市御場所鯡漁業積入高書上
25	与市御場所土人家数人別書上
26	与市御場所巳年と致婦化候者書上
27	与市御場所土人家数人別書上

Historic Materials of the Hayashi Family in Hokkaido Museum Collection Materials, Part 3: Yoichi Basho Kakiage (Written Report), Section 2

AZUMA Shunsuke ,MIURA Yasuyuki and Charenga Komonjo Club

The HAYASHI Kaoru family materials are a collection of letters communicated to the Hayashi family, which served as *basho ukeoinin* (subcontracted trading post merchant manager) of Yoichi Basho during the late Edo period, around the 19th century. Of these historic documents, this study examines 10 items (catalog numbers B79-88) from the Bakumatsu (final years of the Edo period; around the 1850s-1860s) which provide numerous insights into Yoichi basho such as a bound notebook containing copies of documents submitted by the *unjoya* (trade post) to Edo shogunate personnel. We transcribe the entire text of each document from running-form, brush-written Japanese into printed text, and describe

each document in summary.

Until now, research on early modern Ezochi has not necessarily clarified specific aspects of basho management, such as control of the Ainu by *unjoya* under the *basho ukeoisei* (subcontracted trading post system), daily lives of the people, and structure of society. Our investigation of these materials is prospective for future development of research on the subcontracted trading post system.

This study is also one of the 2023 fiscal year accomplishments of "Charenga Komonjo Club", a paleography study group open for participation by Hokkaido residents that is active at Hokkaido Museum.

